

令和5年度

税務概要



秋田市

目 次

1 秋田市の概要 -----	1
（1）位置と面積 -----	1
（2）行政区域の変遷 -----	1
（3）人口および世帯等の推移 -----	1
2 秋田市行政機構 -----	2
（1）秋田市機構等一覧表 -----	2
（2）税務機構および職員数等調 -----	4
3 財 政 -----	5
（1）令和5年度一般会計歳入予算 -----	5
（2）令和5年度一般会計歳出予算 -----	6
（3）一般会計予算性質別分類表 -----	7
（4）一般会計決算額調 -----	8
（5）基準財政収入額 -----	10
（6）基準財政収入額・基準財政需要額比較表 -----	11
4 市税に関する調 -----	12
（1）令和5年度市税税率表 -----	12
（2）税目別収入状況調 -----	14
（3）市税負担状況調 -----	16
（4）徴税費の調 -----	17
5 市民税に関する調 -----	18
（1）個人市・県民税年度別調定額 -----	18
（2）個人市民税納税義務者数 -----	19
（3）所得者区分別課税状況 -----	20
（4）課税標準額段階別の所得割額等調 -----	20
（5）法人市民税年度別調定額 -----	21
（6）法人市民税の納税義務者等に関する調 -----	22
6 固定資産税に関する調 -----	24
（1）固定資産税年度別調定額 -----	24
（2）納税義務者等の数 -----	25
（3）固定資産課税台帳の縦覧・閲覧および審査申出に関する調 -----	25
（4）土地・家屋異動状況調 -----	25
（5）土地評価総地積および筆数調 -----	26
（6）宅地に関する調 -----	28
（7）土地の概要 -----	30
（8）家屋の棟数・評価額等に関する調 -----	32
（9）新・増築および滅失家屋調 -----	32
（10）家屋の概要 -----	34
（11）償却資産に関する調 -----	34
（12）令和5年度土地の負担調整に関する調 -----	36
（13）不均一課税に係る家屋の軽減税額調 -----	38
（14）新築住宅に対する軽減状況調 -----	38
7 軽自動車税に関する調 -----	39
（1）種別割年度別調定額（現年課税分） -----	39

(2) 種別割車種別台数	-----	41
(3) 環境性能割払込金の状況調	-----	41
8 市たばこ税に関する調	-----	42
9 鉱産税に関する調	-----	43
10 特別土地保有税に関する調	-----	44
11 入湯税に関する調	-----	44
12 事業所税に関する調	-----	45
13 税外収入に関する調	-----	46
(1) 譲与税および交付金の調	-----	46
(2) 地方揮発油譲与税の調	-----	46
(3) 自動車重量譲与税の調	-----	46
(4) 地方道路譲与税の調	-----	46
(5) 森林環境譲与税の調	-----	46
(6) 特別とん譲与税の調	-----	46
(7) 航空機燃料譲与税の調	-----	46
(8) 利子割交付金の調	-----	47
(9) 配当割交付金の調	-----	47
(10) 株式等譲渡所得割交付金の調	-----	47
(11) 法人事業税交付金の調	-----	47
(12) 地方消費税交付金の調	-----	47
(13) ゴルフ場利用税交付金の調	-----	47
(14) 自動車取得税交付金の調	-----	47
(15) 環境性能割交付金の調	-----	47
(16) 国有提供施設等所在市助成交付金の調	-----	47
(17) 手数料その他収入の調	-----	48
(18) 令和4年度証明手数料の調	-----	48
14 減免に関する調	-----	49
(1) 個人市民税の減免の状況	-----	49
(2) 法人市民税の減免の状況	-----	49
(3) 固定資産税の減免の状況	-----	49
(4) 軽自動車税の減免の状況	-----	49
(5) 事業所税の減免の状況	-----	49
15 徴税に関する調	-----	50
(1) 督促状発送件数	-----	50
(2) 財産差押の状況	-----	50
(3) 公売の状況	-----	50
(4) 交付要求に関する調	-----	51
(5) 執行停止に関する調	-----	51
(6) 不納欠損額に関する調	-----	51
16 市税口座振替に関する調	-----	52
17 譲与税および交付金の概要	-----	54
18 市税の税率等の推移	-----	56
19 電算化に関する調	-----	83
(1) 導入経過	-----	83
(2) 導入機器の推移	-----	83
(3) 端末機等の設置台数の推移	-----	83
20 税に関する広報活動の概要	-----	84

1 秋田市の概要

(1) 位置と面積

○市役所の位置 { 秋田市山王一丁目1番1号
北緯 39° 43' 12"
東経 140° 06' 13"
海拔 6.95m

○市の面積 906.07km² { 東西 43.03km
南北 46.20km

(2) 行政区域の変遷



編入年月日	面積(km ²)	人口(人)	世帯	備考
明治 22年 4月 1日	6.87	29,279	6,598	市制施行
38年 8月 1日	7.19	29,986	6,735	広山田村(檜山観音前、長沼、宮田、愛宕下)、寺内村(八橋一里塚)、旭川村(泉馬場、新堰、反町、原の町、手形山崎)編入
42年 12月 21日	7.32	-	-	旭川村、手形深田(現秋田大学敷地)編入
大正 13年 4月 1日	11.48	42,202	6,787	牛島町全域編入
15年 4月 1日	13.99	46,165	7,520	川尻村全域編入
昭和 8年 3月 14日	75.94	54,756	8,257	旭川村全域編入
16年 4月 1日	132.09	98,246	17,626	土崎港町、寺内町、新屋町、広山田村編入
29年 10月 1日	428.88	176,064	29,035	太平、外旭川、飯島、下新城、上新城、浜田、豊岩、仁井田、四ツ小屋、上北手、下北手、下浜村編入
30年 1月 1日	458.92	181,624	29,946	金足村(一部除く)編入
56年 4月 1日	459.46	284,431	92,133	土崎港埋立て
63年 10月 1日	459.61	286,848	92,811	国土地理院測量により修正
平成 7年 10月 1日	459.89	311,948	115,052	〃
8年 10月 1日	459.97	313,289	116,836	飯島公有水面埋立て
10年 10月 1日	460.10	315,463	120,590	〃
17年 1月 11日	905.67	336,395	133,141	河辺町、雄和町編入
26年 10月 1日	906.09	318,700	134,933	国土地理院測量により修正
28年 10月 1日	906.07	313,668	135,752	〃

(3) 人口および世帯等の推移

(4月1日現在)

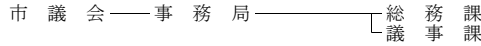
区分		年					
		31年	2年	3年	4年	5年	
人口	総人口	(人)	305,944	304,026	305,646	303,245	300,257
	うち男	(人)	144,087	143,296	144,336	143,145	141,767
	うち女	(人)	161,857	160,730	161,310	160,100	158,490
	前年対比	(%)	99.3	99.4	100.5	99.2	99.0
	人口密度	(人/km ²)	338	336	337	335	331
世帯	世帯数	(世帯)	135,822	136,401	137,072	137,703	138,101
	1世帯当たり人員	(人)	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
	1km ² 当たり世帯数	(世帯)	150	151	151	152	152
税務職員数		(人)	105	106	105	104	106
税務職員1人当たりの人口		(人)	2,914	2,868	2,911	2,916	2,833

2 秋田市行政機構

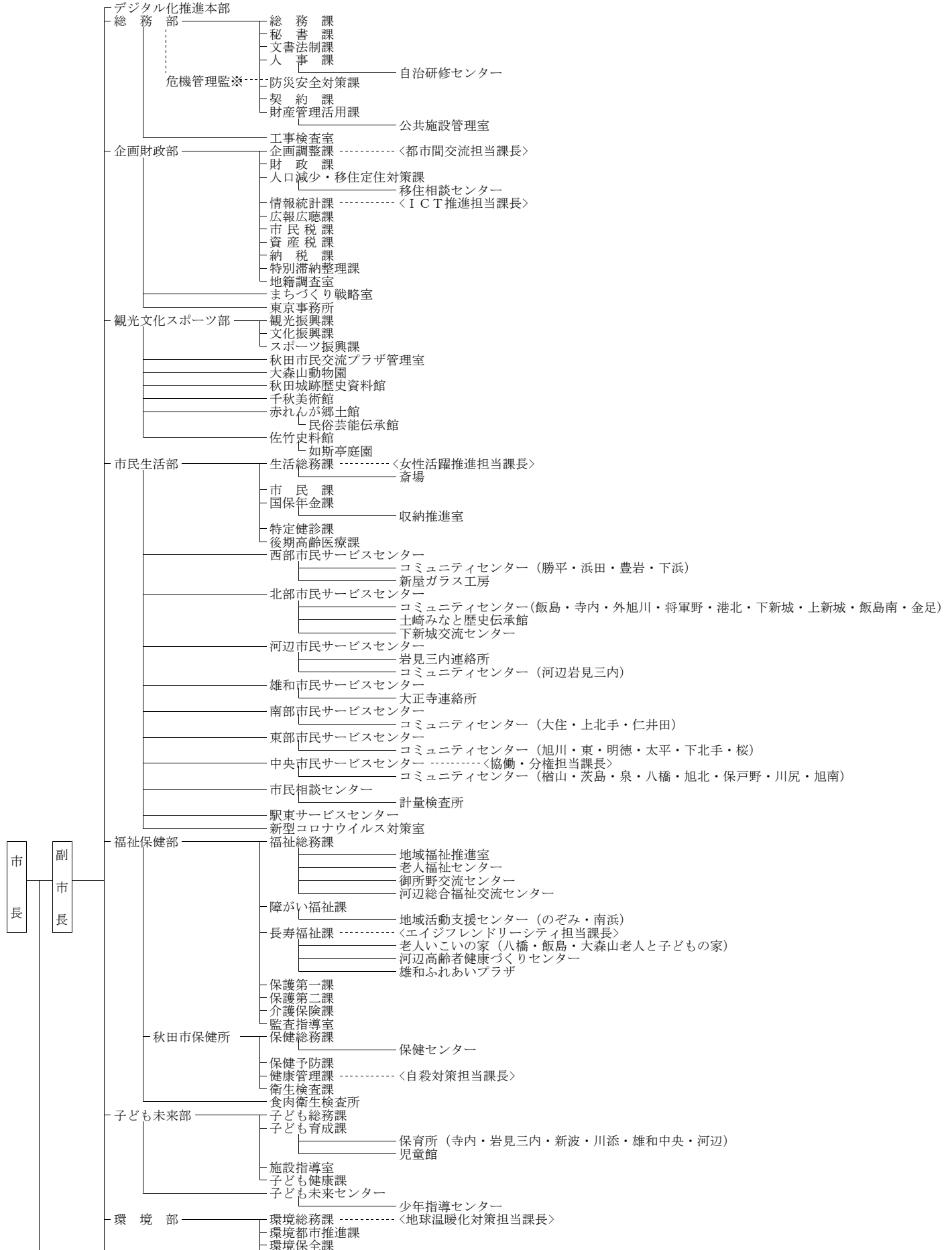
(1) 秋田市機構等一覧表 (令和5年4月3日現在)

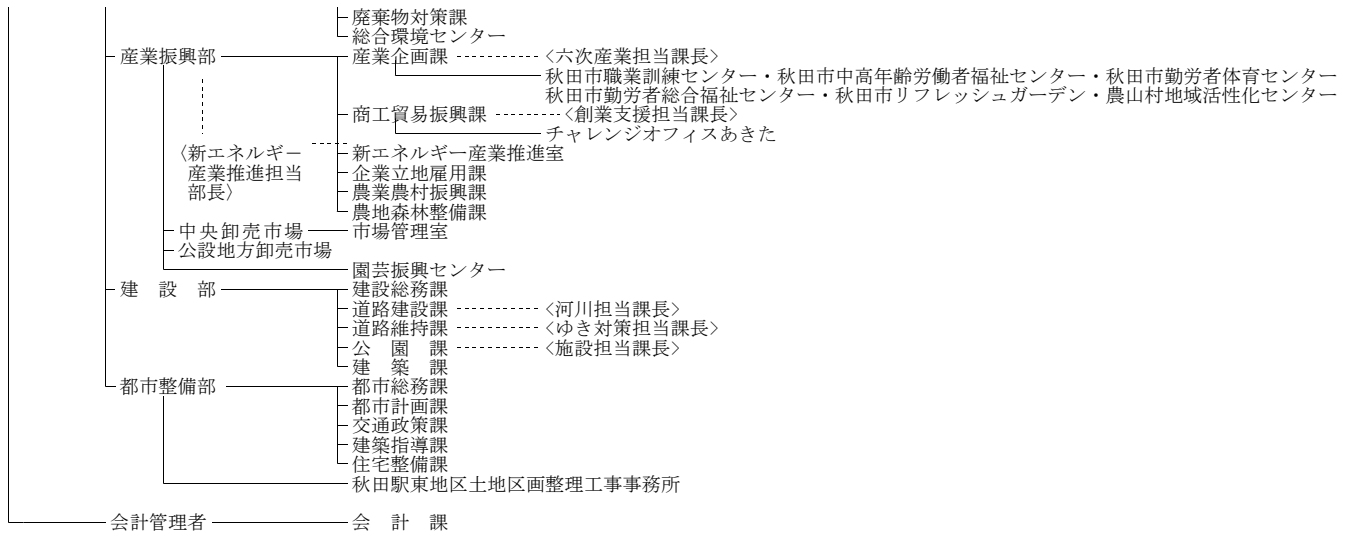
○<>内は当該組織に所属する担当部長または担当課長
 ※危機発生時に市長・副市長の指示のもと危機対応

議決機関

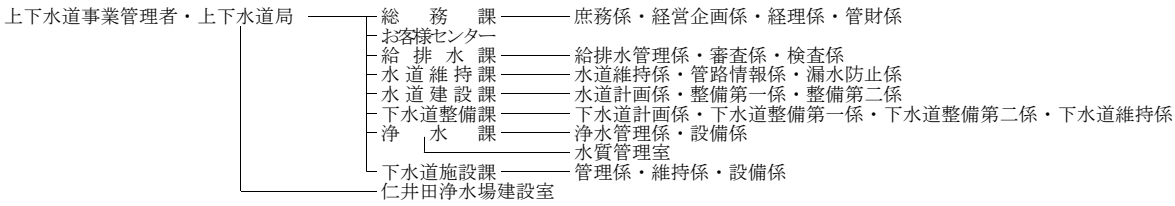


執行機関

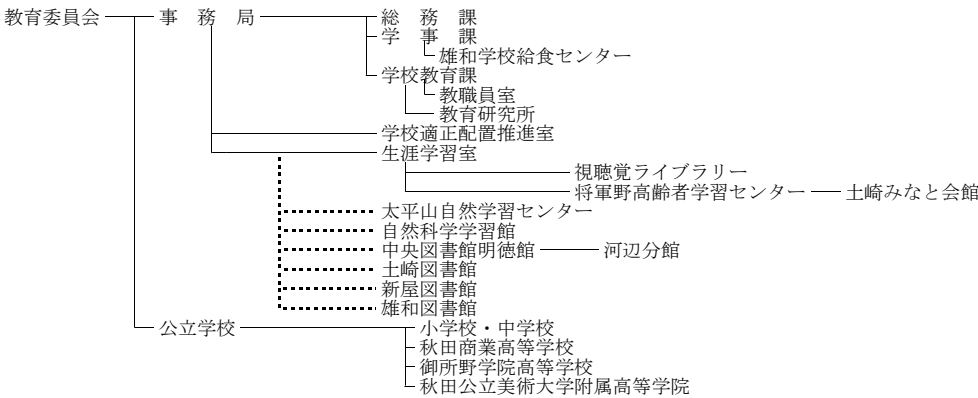




公 営 企 業

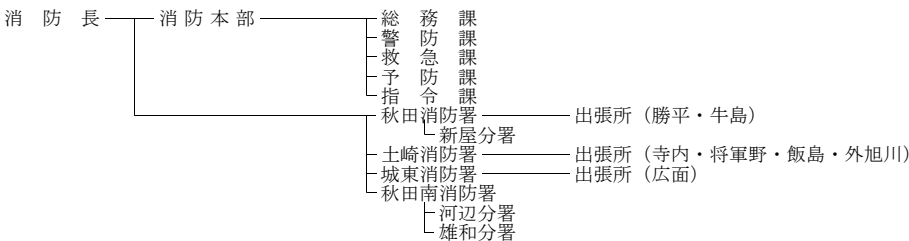


執行機関たる行政委員会



- 選挙管理委員会 ----- 事務局
- 農業委員会 ----- 事務局
- 監査委員 ----- 事務局
- 固定資産評価審査委員会
- 公平委員会

消 防



(参考)

- 公立大学法人 秋田公立美術大学
- 地方独立行政法人 市立秋田総合病院

(2) 税務機構および職員数等調

(令和5年4月1日現在)

部 課	事 務 分 掌	担当名	課長	参事	課長補佐	副参事	主席主査	主査	主任	主事	技能員	計	平均	
													税務経 験年数	年齢
企 業 税 課	○市税(固定資産税、特別土地保有税および国民健康保険税を除く。)の賦課および調定に関すること ○地方譲与税に関すること ○利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金および環境性能割交付金に関すること ○税制の総合企画に関すること ○所得等の証明に関すること ○所得等の証明手数料等の調定および徴収に関すること ○固定資産評価審査委員会に関すること ○税に係る事務の連絡調整に関すること ○課(資産税課、納税課および特別滞納整理課を含む)の予算経理に関すること	庶務・ 税制担当				1	1	3	1	5		11	3.1	32.5
		個人 市民税 担当	1	1		1	2		5	11		19	4.3	30.7
		計	1	0	1	2	3	3	6	16	0	32	4.4	32.8
画 面 財 産 税 課	○固定資産の評価に関すること ○固定資産税および特別土地保有税の賦課ならびに調定に関すること ○国有資産等所在市町村交付金に関すること ○国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること ○固定資産等の証明に関すること ○固定資産等の証明手数料の徴収に関すること	土地担当					3	1	1	9		14	5.5	31.2
		家屋担当	1	1		2	1	1	2	8		14	6.9	40.3
		償却資産 担当				2		1	4	4		11	4.4	34.4
		計	1	0	1	4	4	3	7	21	0	41	6.5	36.4
政 部 納 税 課	○市税(国民健康保険税を除く。以下同じ。)およびこれに伴う収入金の徴収ならびに収入整理等に関すること ○市税およびこれに伴う収入金の嘱託ならびに受託に関すること ○市税の督促および滞納処分に関すること ○国民健康保険税およびこれに伴う収入金の収納に関すること ○納税思想の高揚および納税貯蓄組合に関すること	納税担当					4	1	4	4		13	6.3	35.5
		納税推 進担 当	1	1		1	2	1	1	4		9	6.2	34.9
		計	1	0	1	1	6	2	5	8	0	24	6.3	35.2
特別 滞納 整理 課	○市税および公課の滞納(滞納額が高額なものおよび滞納整理が困難なものに限る。)の整理等に関すること(他の所管に属するものを除く。) ○債権の管理に関する指導、助言および連絡調整に関すること		1			2	4	0	1	1		9	8.9	46.1
合 計			4	0	3	9	17	8	19	46	0	106	6.0	35.8

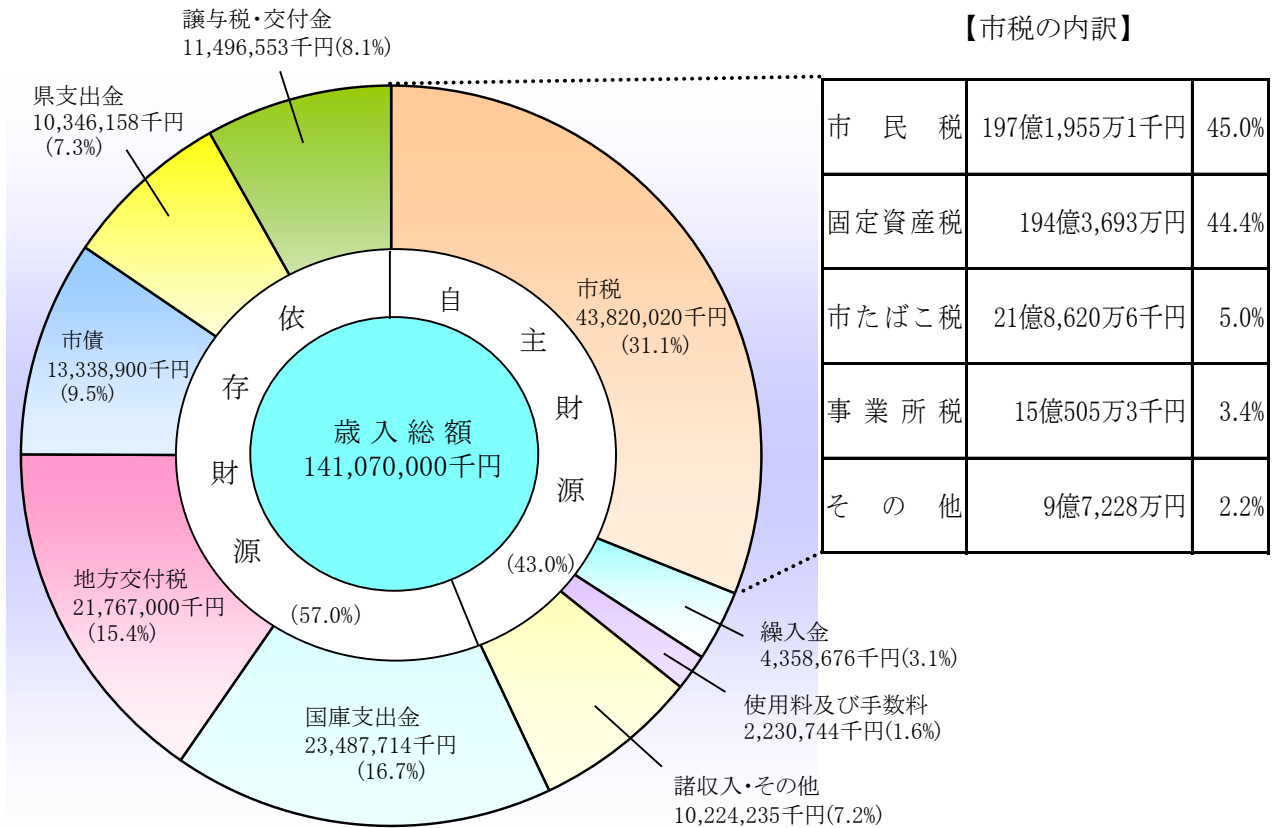
課所室	担当名	事 務 分 掌
西部市民サービス センター	市民生活担当	○税の証明に関すること ○市の歳入金の収納に関すること
北部市民サービス センター	市民生活担当	
南部市民サービス センター	市民担当	
河辺市民サービス センター	市民生活担当	○税の証明に関すること ○市の歳入金の収納に関すること
雄和市民サービス センター	市民生活担当	○原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付および廃車の申告の受付に関すること
駅東サービス センター		○税の証明に関すること ○市の歳入金の収納に関すること
岩見三内連絡所		○税の証明に係る受付、交付および取次ぎに関すること ○市の歳入金の収納および保管に関すること
大正寺連絡所		

3 財 政

(1) 令和5年度一般会計歳入予算

区 分	予算額(千円)	構成比(%)	区 分	予算額(千円)	構成比(%)
1 市 税	43,820,020	31.1	10 国有提供施設等所在市助成交付金	3,009	0.0
市 民 税	19,719,551	(14.0)	11 地方特例交付金	331,375	0.2
固 定 資 産 税	19,436,930	(13.8)	12 地 方 交 付 税	21,767,000	15.4
軽 自 動 車 税	923,811	(0.7)	13 交通安全対策特別交付金	63,000	0.1
市 た ば こ 税	2,186,206	(1.5)	14 分担金及び負担金	447,021	0.3
鉦 産 税	3,537	(0.0)	15 使用料及び手数料	2,230,744	1.6
入 湯 税	44,932	(0.0)	16 国 庫 支 出 金	23,487,714	16.7
事 業 所 税	1,505,053	(1.1)	17 県 支 出 金	10,346,158	7.3
2 地 方 譲 与 税	1,092,075	0.8	18 財 産 収 入	188,179	0.1
3 利 子 割 交 付 金	12,755	0.0	19 寄 附 金	602,895	0.4
4 配 当 割 交 付 金	141,861	0.1	20 繰 入 金	4,358,676	3.1
5 株式等譲渡所得割交付金	160,374	0.1	21 繰 越 金	700,000	0.5
6 法人事業税交付金	583,965	0.4	22 諸 収 入	8,286,140	5.9
7 地方消費税交付金	8,998,019	6.4	23 市 債	13,338,900	9.5
8 ゴルフ場利用税交付金	56,162	0.0			
9 環境性能割交付金	53,958	0.0	合 計	141,070,000	100.0

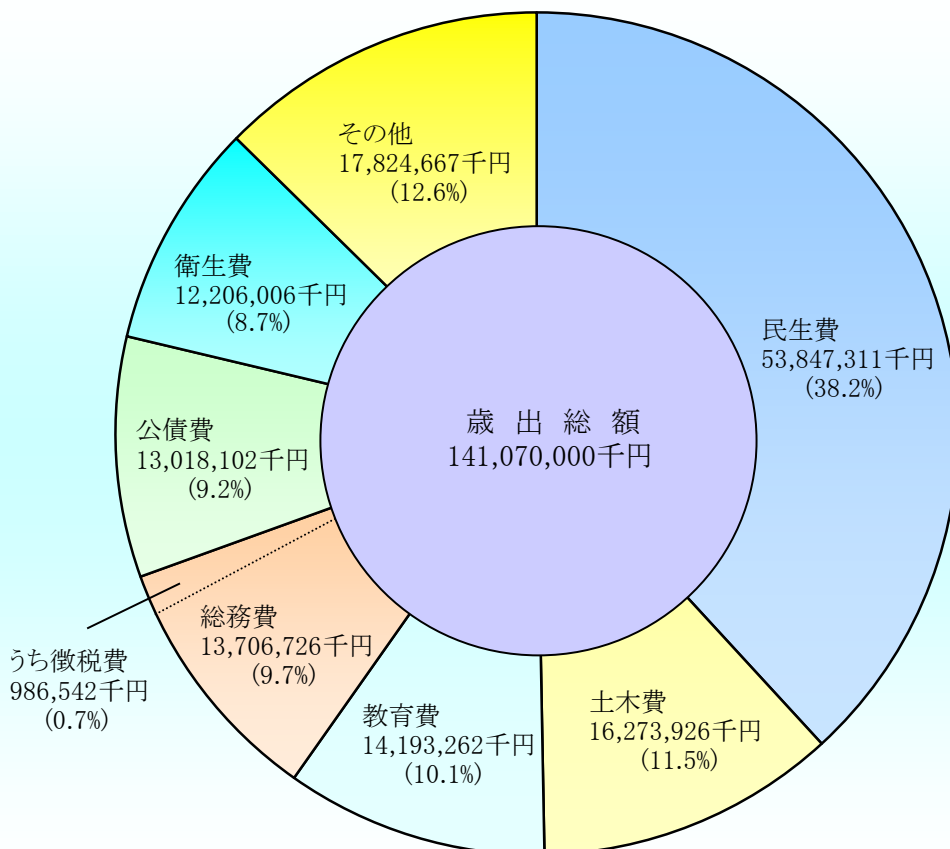
※ 構成比は、予算額合計に占める各項目の割合を示す。()内も同様。



(2) 令和5年度一般会計歳出予算

区 分	予算額(千円)	構成比(%)	区 分	予算額(千円)	構成比(%)
1 議 会 費	665,151	0.5	8 土 木 費	16,273,926	11.5
2 総 務 費	13,706,726	9.7	9 消 防 費	4,436,395	3.1
徴 税 費	986,542	(0.7)	10 教 育 費	14,193,262	10.1
そ の 他	12,720,184	(9.0)	11 災 害 復 旧 費	5	0.0
3 民 生 費	53,847,311	38.2	12 公 債 費	13,018,102	9.2
4 衛 生 費	12,206,006	8.7	13 諸 支 出 金	1	0.0
5 労 働 費	607,676	0.4	14 予 備 費	100,000	0.1
6 農 林 水 産 業 費	2,938,914	2.1			
7 商 工 費	9,076,525	6.4	合 計	141,070,000	100.0

※ 構成比は、予算額合計に占める各項目の割合を示す。()内も同様。



(3) 一般会計予算性質別分類表

(単位:千円)

区 分		令和4年度		令和5年度		前年度比較	
		予 算 額	構成比(%)	予 算 額	構成比(%)	増減額	増減率(%)
消 費 的 経 費	人 件 費	22,600,101	16.4	22,091,965	15.7	△ 508,136	△ 2.2
	物 件 費	19,083,622	13.8	17,671,693	12.5	△ 1,411,929	△ 7.4
	維持補修費	1,782,902	1.3	1,815,374	1.3	32,472	1.8
	扶 助 費	36,276,810	26.3	36,854,674	26.1	577,864	1.6
	補助費等	12,921,238	9.4	12,399,227	8.8	△ 522,011	△ 4.0
	計	92,664,673	67.2	90,832,933	64.4	△ 1,831,740	△ 2.0
投 資 的 経 費	補助事業	3,416,232	2.5	4,017,263	2.8	601,031	17.6
	単 独 事 業	6,613,725	4.8	10,954,179	7.8	4,340,454	65.6
	県営事業負担金	263,569	0.2	287,905	0.2	24,336	9.2
	災害復旧事業	6,004	0.0	5	0.0	△ 5,999	殆減
	計	10,299,530	7.5	15,259,352	10.8	4,959,822	48.2
公 債 費	13,109,929	9.5	13,018,102	9.2	△ 91,827	△ 0.7	
積 立 金	239,242	0.2	238,816	0.2	△ 426	△ 0.2	
投資及び出資金	1,066,314	0.8	1,030,175	0.7	△ 36,139	△ 3.4	
貸 付 金	6,855,295	4.9	6,855,295	4.9	-	0.0	
繰 出 金	13,635,017	9.9	13,835,327	9.8	200,310	1.5	
歳 出 合 計	137,870,000	100.0	141,070,000	100.0	3,200,000	2.3	

(4) 一般会計決算額調

(単位:千円)

区 分	令 和 3 年 度				令 和 4 年 度			
	予算現額	調 定 額	収入済額	構成比(%)	予算現額	調 定 額	収入済額	構成比(%)
1 市 税	42,512,833	44,419,334	42,810,036	26.5	43,160,721	44,764,143	43,281,791	28.9
市 民 税	19,243,566	19,751,091	19,301,515	(12.0)	19,194,268	19,579,884	19,208,588	(12.8)
固 定 資 産 税	18,792,058	20,103,312	19,024,721	(11.8)	19,320,783	20,440,932	19,413,018	(13.0)
軽 自 動 車 税	844,362	863,786	836,238	(0.5)	904,404	934,009	908,323	(0.6)
市 た ば こ 税	2,080,736	2,101,046	2,101,046	(1.3)	2,186,206	2,196,242	2,196,242	(1.5)
鉦 産 税	6,319	4,131	4,131	(0.0)	3,537	3,321	3,321	(0.0)
入 湯 税	31,441	34,736	34,736	(0.0)	44,932	44,552	44,552	(0.0)
事 業 所 税	1,514,351	1,561,232	1,507,649	(0.9)	1,506,591	1,565,203	1,507,747	(1.0)
2 地 方 譲 与 税	1,050,726	1,057,022	1,057,022	0.7	1,092,626	1,085,541	1,085,541	0.7
3 利 子 割 交 付 金	26,285	24,957	24,957	0.0	12,755	12,732	12,732	0.0
4 配 当 割 交 付 金	86,226	122,606	122,606	0.1	141,861	102,004	102,004	0.1
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,684	169,273	169,273	0.1	52,684	85,451	85,451	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	705,987	732,726	732,726	0.5	667,053	693,218	693,218	0.5
7 地 方 消 費 税 交 付 金	7,911,289	7,881,152	7,881,152	4.9	8,474,158	8,230,562	8,230,562	5.5
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	52,470	53,349	53,349	0.0	56,162	55,821	55,821	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	58,513	46,425	46,425	0.0	53,958	55,699	55,699	0.0
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	3,380	3,042	3,042	0.0	3,042	3,009	3,009	0.0
11 地 方 特 例 交 付 金	730,188	730,725	730,725	0.5	366,869	367,015	367,015	0.2
12 地 方 交 付 税	23,079,615	23,451,860	23,451,860	14.5	21,590,762	21,891,338	21,891,338	14.6
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	63,000	61,103	61,103	0.0	63,000	59,277	59,277	0.0
14 分 担 金 及 び 負 担 金	499,621	537,618	490,537	0.3	457,433	508,026	466,147	0.3
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,332,357	2,395,276	2,231,426	1.4	2,292,596	2,375,709	2,203,962	1.5
16 国 庫 支 出 金	39,848,557	38,713,031	37,373,732	23.2	35,211,607	34,135,107	32,829,919	21.9
17 県 支 出 金	11,917,360	11,379,647	11,292,299	7.0	10,840,438	10,536,228	10,272,641	6.9
18 財 産 収 入	467,757	489,839	488,474	0.3	443,512	462,777	462,338	0.3
19 寄 附 金	805,225	594,072	594,072	0.4	829,381	375,972	375,972	0.3
20 繰 入 金	6,347,566	3,197,903	3,197,903	2.0	5,883,274	3,998,506	3,998,506	2.7
21 繰 越 金	2,777,211	2,777,211	2,777,211	1.7	2,097,914	2,097,914	2,097,914	1.4
22 諸 収 入	8,373,290	8,277,525	8,096,430	5.0	9,114,806	8,978,246	8,756,391	5.8
23 市 債	23,448,200	17,648,400	17,648,400	10.9	17,393,200	12,405,700	12,405,700	8.3
合 計	173,150,340	164,764,096	161,334,760	100.0	160,299,812	153,279,995	149,792,948	100.0

※ 構成比は、収入済額合計に占める各項目の割合を示す。()内も同様。

(単位:千円)

区 分	令 和 3 年 度				令 和 4 年 度			
	予算現額	支出済額	予算現額と 支出済額 との比較	構成比(%)	予算現額	支出済額	予算現額と 支出済額 との比較	構成比(%)
1 議 会 費	644,652	637,803	6,849	0.4	654,803	649,605	5,198	0.4
2 総 務 費	23,220,693	20,658,050	2,562,643	13.0	15,627,490	14,880,154	747,336	10.1
徴 税 費	961,932	945,846	16,086	(0.6)	1,080,589	1,049,016	31,573	(0.7)
そ の 他	22,258,761	19,712,204	2,546,557	(12.4)	14,546,901	13,831,138	715,763	(9.4)
3 民 生 費	62,747,029	59,681,108	3,065,921	37.5	58,847,772	56,817,248	2,030,524	38.5
4 衛 生 費	14,025,284	13,705,601	319,683	8.6	15,959,562	14,493,047	1,466,515	9.8
5 労 働 費	845,960	831,706	14,254	0.5	750,122	725,783	24,339	0.5
6 農 林 水 産 業 費	4,437,999	3,416,040	1,021,959	2.1	4,237,715	3,128,549	1,109,166	2.1
7 商 工 費	10,128,960	9,648,518	480,442	6.1	9,847,693	9,538,090	309,603	6.5
8 土 木 費	22,998,386	19,329,694	3,668,692	12.1	20,155,815	16,301,388	3,854,427	11.1
9 消 防 費	3,831,308	3,650,566	180,742	2.3	4,582,317	4,477,472	104,845	3.0
10 教 育 費	16,606,229	14,402,791	2,203,438	9.0	15,484,467	12,787,517	2,696,950	8.7
11 災 害 復 旧 費	589,541	265,530	324,011	0.2	383,518	171,785	211,733	0.1
12 公 債 費	13,037,681	13,009,439	28,242	8.2	13,626,648	13,598,718	27,930	9.2
13 諸 支 出 金	1	-	1	0.0	1	-	1	0.0
14 予 備 費	36,617	-	36,617	0.0	141,889	-	141,889	0.0
合 計	173,150,340	159,236,846	13,913,494	100.0	160,299,812	147,569,356	12,730,456	100.0

※ 構成比は、支出済額合計に占める各項目の割合を示す。()内の数値も同様。

(5) 基準財政収入額

(単位:千円)

項目 \ 年度	元	2	3	4	5
市 民 税	14,682,834	14,395,897	13,204,577	14,624,293	14,238,443
固 定 資 産 税	12,527,468	12,517,782	12,358,639	12,550,263	12,679,053
軽 自 動 車 税	553,148	573,032	584,884	609,762	630,620
軽自動車税環境性能割	9,268	34,415	23,912	50,637	60,155
市 た ば こ 税	1,536,161	1,546,543	1,554,481	1,608,141	1,611,605
鉱 産 税	5,498	5,570	5,014	3,100	2,492
事 業 所 税	1,067,009	1,160,872	1,169,570	1,149,337	1,153,923
利 子 割 交 付 金	48,503	22,641	22,141	13,587	8,363
配 当 割 交 付 金	69,344	64,149	60,587	66,759	95,552
株式等譲渡所得割交付金	67,621	36,826	75,842	114,513	70,369
法 人 事 業 税 交 付 金	-	341,055	418,308	530,275	454,274
地 方 消 費 税 交 付 金	5,131,886	6,649,995	6,541,428	6,766,672	7,499,037
ゴルフ場利用税交付金	39,073	40,397	36,825	37,363	42,123
自動車取得税交付金	57,494	0	-	-	-
自動車税環境性能割交付金	18,147	26,891	52,022	55,004	33,658
地 方 揮 発 油 譲 与 税	245,202	237,198	227,838	228,183	216,504
特 別 と ん 譲 与 税	23,302	22,776	26,030	25,867	24,932
自動車重量譲与税	628,790	648,845	640,671	647,775	646,037
航空機燃料譲与税	56,243	56,510	40,960	38,491	49,159
森 林 環 境 譲 与 税	46,165	98,105	97,843	126,272	132,010
市町村交付金及び市町村納付金	161,240	154,573	152,709	153,031	152,752
交通安全対策特別交付金	69,579	65,665	62,680	64,097	66,805
地 方 特 例 交 付 金	220,559	266,022	243,878	253,089	235,032
低工法等による控除額	△ 3,999	△ 5,119	△ 2,024	△ 3,594	△ 5,130
合 計	37,260,535	38,960,640	37,598,815	39,712,917	40,097,768

(6) 基準財政収入額・基準財政需要額比較表

(単位:千円)

項目	年度	元	2	3	4	5
基準財政収入額 (A)※		37,260,535	38,960,640	37,598,815	39,712,917	40,097,768
基準財政需要額 (B)※		57,168,087	58,035,334	56,775,779	59,357,666	61,114,853
差引不足額 (B)－(A)		19,907,552	19,074,694	19,176,964	19,644,749	21,017,085

※ 錯誤措置額算定前の数値



4 市税に関する調

(1) 令和5年度市税税率表

税目	区分	税 率	納期																																															
市 民 税	個人 ○均等割 3,500円 ○所得割 課税標準額の6%		個人 普通徴収 第1期 6月 1日～ 6月30日 第2期 8月 1日～ 8月31日 第3期 10月 1日～10月31日 第4期 1月 1日～ 1月31日 給与からの特別徴収 毎月(6月～翌年5月) 公的年金からの特別徴収 偶数月(特別徴収初年度は 10月・12月・2月)																																															
	法人 ○均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下のもの等</td> <td>50人以下のもの</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え 1億円以下のもの</td> <td>50人以下のもの</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え 10億円以下のもの</td> <td>50人以下のもの</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え 50億円以下のもの</td> <td>50人以下のもの</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円を超えるもの</td> <td>50人以下のもの</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,600,000円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金等の額	従業者数	税率(年額)	1千万円以下のもの等	50人以下のもの	60,000円	50人を超えるもの	144,000円	1千万円を超え 1億円以下のもの	50人以下のもの	156,000円	50人を超えるもの	180,000円	1億円を超え 10億円以下のもの	50人以下のもの	192,000円	50人を超えるもの	480,000円	10億円を超え 50億円以下のもの	50人以下のもの	492,000円	50人を超えるもの	2,100,000円	50億円を超えるもの	50人以下のもの	492,000円	50人を超えるもの	3,600,000円																			
資本金等の額	従業者数	税率(年額)																																																
1千万円以下のもの等	50人以下のもの	60,000円																																																
	50人を超えるもの	144,000円																																																
1千万円を超え 1億円以下のもの	50人以下のもの	156,000円																																																
	50人を超えるもの	180,000円																																																
1億円を超え 10億円以下のもの	50人以下のもの	192,000円																																																
	50人を超えるもの	480,000円																																																
10億円を超え 50億円以下のもの	50人以下のもの	492,000円																																																
	50人を超えるもの	2,100,000円																																																
50億円を超えるもの	50人以下のもの	492,000円																																																
	50人を超えるもの	3,600,000円																																																
固定資産税	課税標準額の1.6% 免税点 土地 300,000円未満 家屋 200,000円未満 償却資産 1,500,000円未満		第1期 5月10日～ 5月 31日 第2期 7月 1日～ 7月 31日 第3期 12月 1日～ 1月 4日 第4期 2月 1日～ 2月 29日																																															
軽自動車税	種別割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原動機付 自転車</td> <td>50cc以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー(三輪以上)</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>屋根付三輪</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">軽自動車</td> <td colspan="2">二輪のもの(側車付を含む。)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">三輪のもの</td> <td>旧税率</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">四輪以上の もの</td> <td rowspan="3">乗用</td> <td>営業用</td> <td>旧税率 5,500円 新税率 6,900円 重課税率 8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">家用</td> <td>旧税率 7,200円 新税率 10,800円 重課税率 12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貨物</td> <td>営業用</td> <td>旧税率 3,000円 新税率 3,800円 重課税率 4,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家用</td> <td>旧税率 4,000円 新税率 5,000円 重課税率 6,000円</td> </tr> <tr> <td>雪上車</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小型特殊 自動車</td> <td>被けん引車</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		税率	原動機付 自転車	50cc以下のもの	2,000円	90cc以下のもの	2,000円	125cc以下のもの	2,400円	ミニカー(三輪以上)	3,700円	屋根付三輪	2,000円	軽自動車	二輪のもの(側車付を含む。)		3,600円	三輪のもの	旧税率	3,100円	新税率	3,900円	重課税率	4,600円	四輪以上の もの	乗用	営業用	旧税率 5,500円 新税率 6,900円 重課税率 8,200円	家用	旧税率 7,200円 新税率 10,800円 重課税率 12,900円	貨物	営業用	旧税率 3,000円 新税率 3,800円 重課税率 4,500円	家用	旧税率 4,000円 新税率 5,000円 重課税率 6,000円	雪上車	3,600円	小型特殊 自動車	被けん引車	3,600円	農耕作業用	2,400円	その他のもの	5,900円	二輪の小型自動車	6,000円	5月1日～5月31日 旧税率 平成27年3月31日までの新規登録車に適用(重課税率適用まで) 新税率 平成27年4月1日以後の新規登録車に適用(重課税率適用まで) 重課税率 新規登録から13年を経過した車両に適用 グリーン化特例(三輪、四輪以上) (ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) (ウ)令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る
	車種区分		税率																																															
原動機付 自転車	50cc以下のもの	2,000円																																																
	90cc以下のもの	2,000円																																																
	125cc以下のもの	2,400円																																																
	ミニカー(三輪以上)	3,700円																																																
	屋根付三輪	2,000円																																																
軽自動車	二輪のもの(側車付を含む。)		3,600円																																															
	三輪のもの	旧税率	3,100円																																															
		新税率	3,900円																																															
		重課税率	4,600円																																															
	四輪以上の もの	乗用	営業用	旧税率 5,500円 新税率 6,900円 重課税率 8,200円																																														
			家用	旧税率 7,200円 新税率 10,800円 重課税率 12,900円																																														
				貨物	営業用	旧税率 3,000円 新税率 3,800円 重課税率 4,500円																																												
		家用			旧税率 4,000円 新税率 5,000円 重課税率 6,000円																																													
			雪上車		3,600円																																													
		小型特殊 自動車	被けん引車	3,600円																																														
	農耕作業用		2,400円																																															
	その他のもの		5,900円																																															
	二輪の小型自動車	6,000円																																																
	○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上の もの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>家用</td> <td>2,700円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>家用</td> <td>1,300円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上の もの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	家用	2,700円	—	—	貨物	営業用	1,000円	—	—	家用	1,300円	—	—																		
	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																													
軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円																																													
	四輪以上の もの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																												
			家用	2,700円	—	—																																												
		貨物	営業用	1,000円	—	—																																												
			家用	1,300円	—	—																																												

税目	区分	税率	納期																								
軽自動車税	環境性能割 取得価格に下記税率をかけた額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">軽自動車</th> </tr> <tr> <th></th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車 (ハイブリット車含む)</td> <td>(ア)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(イ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>LPG車</td> <td>(ウ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>		区分	税率		軽自動車			自家用	営業用	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税	ガソリン車 (ハイブリット車含む)	(ア)			(イ)	1.0%	LPG車	(ウ)	1.0%	上記以外	2.0%	2.0%	軽自動車の登録時又は使用の届出時 (ア)乗用:令和12年度燃費基準75%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準125%達成車 (イ)乗用:令和12年度燃費基準60%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準120%達成車 (ウ)乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物:平成27年度燃費基準115%達成車 ※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る
		区分	税率																								
			軽自動車																								
			自家用	営業用																							
		電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税																							
ガソリン車 (ハイブリット車含む)	(ア)																										
	(イ)	1.0%																									
LPG車	(ウ)	1.0%																									
上記以外	2.0%	2.0%																									
	○免税点 500,000円																										
市たばこ税	売渡本数千本につき 6,552円		翌月の末日																								
鉱産税	鉱物価格の1%(鉱物価格が200万円以下の場合は0.7%)		翌月の末日																								
特別土地保有税	土地の取得価格の1.4%(保有)、3%(取得) 免税点 5,000㎡未満		課税停止																								
入湯税	宿泊 入湯客1人1泊につき 150円 日帰り 入湯客1人1日につき 75円		翌月の15日																								
事業所税	資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25%		個人 翌年の3月15日 法人 事業年度終了から2カ月以内																								

(2) 税目別収入状況調

(単位:千円)

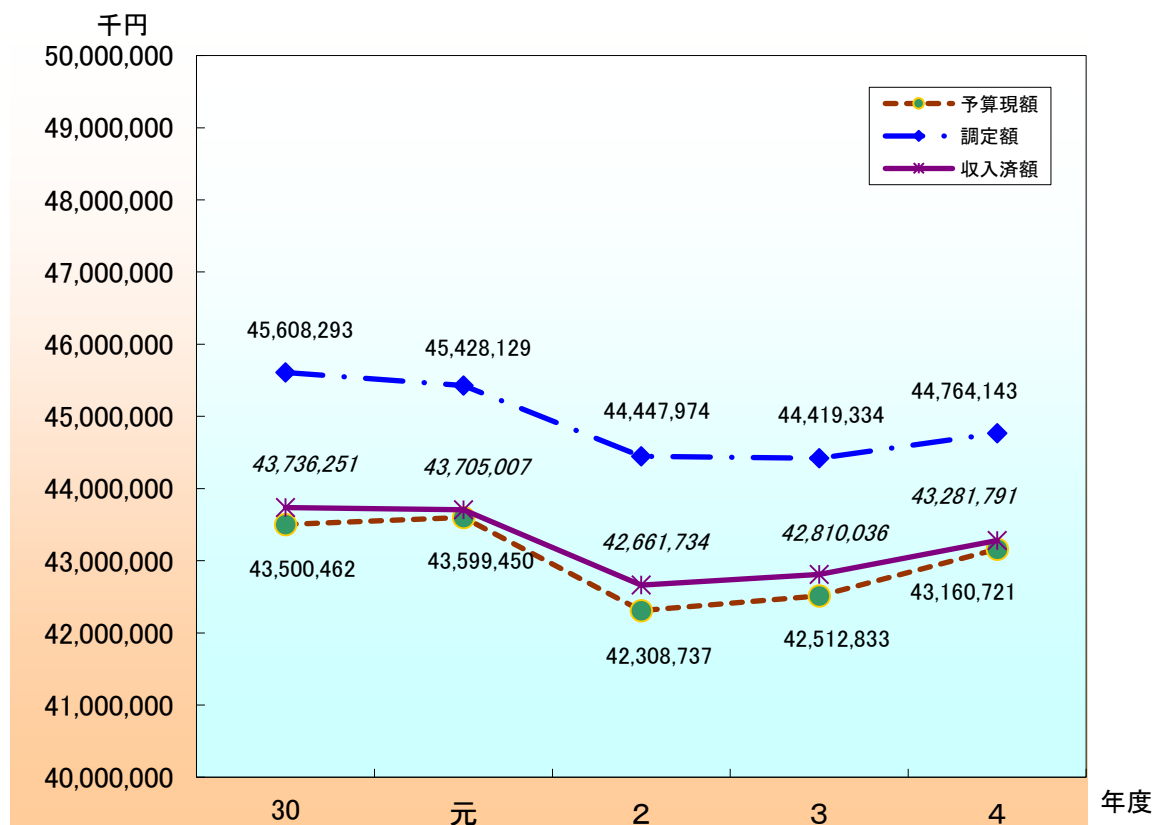
税目	区分 年度	予算現額 (A)		調 定 額 (B)			収入済額 (C)		収 入 率			
		税 額	構成比(%)	税 額	構成比(%)	前年度対比(%)	税 額	構成比(%)	対予算(C/A)	対調定(C/B)		
市 民 税	個人	30	15,263,865	35.1	15,387,682	33.7	101.2	15,273,993	34.9	100.1	99.3	
		元	15,281,476	35.1	15,391,666	33.9	100.0	15,281,541	35.0	100.0	99.3	
		2	15,417,996	36.5	15,574,697	35.1	101.2	15,483,998	36.3	100.4	99.4	
		3	15,318,207	36.0	15,470,076	34.8	99.3	15,338,626	35.8	100.1	99.2	
		4	15,508,547	35.9	15,541,653	34.7	100.5	15,463,194	35.7	99.7	99.5	
	法人	30	4,431,384	10.2	4,493,067	9.9	104.3	4,477,760	10.3	101.0	99.7	
		元	4,331,941	9.9	4,395,204	9.6	97.8	4,386,046	10.0	101.2	99.8	
		2	3,273,632	7.7	3,480,681	7.8	79.2	3,408,654	8.0	104.1	97.9	
		3	3,814,287	9.0	3,855,259	8.7	110.8	3,845,869	9.0	100.8	99.8	
		4	3,611,280	8.4	3,663,809	8.2	95.0	3,654,088	8.5	101.2	99.7	
	計	30	19,695,249	45.3	19,880,749	43.6	101.9	19,751,753	45.2	100.3	99.4	
		元	19,613,417	45.0	19,786,870	43.5	99.5	19,667,587	45.0	100.3	99.4	
		2	18,691,628	44.2	19,055,378	42.9	96.3	18,892,652	44.3	101.1	99.1	
		3	19,132,494	45.0	19,325,335	43.5	101.4	19,184,495	44.8	100.3	99.3	
		4	19,119,827	44.3	19,205,462	42.9	99.4	19,117,282	44.2	100.0	99.5	
	固 定 資 産 税	固定資産税	30	18,836,398	43.3	19,158,430	42.0	98.6	18,920,870	43.3	100.4	98.8
			元	19,046,817	43.7	19,305,021	42.5	100.8	19,068,978	43.6	100.1	98.8
			2	18,867,431	44.6	19,262,480	43.3	99.8	18,935,522	44.4	100.4	98.3
			3	18,366,882	43.2	18,781,612	42.2	97.5	18,559,387	43.3	101.0	98.8
			4	18,921,519	43.8	19,235,559	42.9	102.4	19,033,632	43.9	100.6	99.0
交付金		30	216,558	0.5	216,559	0.5	101.6	216,559	0.5	100.0	100.0	
		元	214,990	0.5	214,986	0.5	99.3	214,986	0.5	100.0	100.0	
		2	206,114	0.5	206,097	0.5	95.9	206,097	0.5	100.0	100.0	
		3	203,611	0.5	203,611	0.5	98.8	203,611	0.5	100.0	100.0	
		4	204,041	0.5	204,041	0.5	100.2	204,041	0.5	100.0	100.0	
計		30	19,052,956	43.8	19,374,989	42.5	98.7	19,137,429	43.8	100.4	98.8	
		元	19,261,807	44.2	19,520,007	43.0	100.7	19,283,964	44.1	100.1	98.8	
		2	19,073,545	45.1	19,468,577	43.8	99.7	19,141,619	44.9	100.4	98.3	
		3	18,570,493	43.7	18,985,223	42.7	97.5	18,762,998	43.8	101.0	98.8	
		4	19,125,560	44.3	19,439,600	43.4	102.4	19,237,673	44.4	100.6	99.0	
軽 自 動 車 税		30	707,713	1.6	716,122	1.6	104.3	707,063	1.6	99.9	98.7	
		元	751,509	1.7	754,433	1.7	105.3	746,496	1.7	99.3	98.9	
		2	790,220	1.9	802,669	1.8	106.4	796,869	1.9	100.8	99.3	
		3	838,278	2.0	838,960	1.9	104.5	831,446	2.0	99.2	99.1	
		4	899,277	2.1	909,353	2.0	108.4	903,105	2.1	100.4	99.3	
市 た ば こ 税	30	2,038,467	4.7	2,032,349	4.4	97.0	2,032,349	4.6	99.7	100.0		
	元	2,004,614	4.6	2,036,560	4.5	100.2	2,036,560	4.7	101.6	100.0		
	2	1,954,347	4.6	1,946,669	4.4	95.6	1,946,669	4.6	99.6	100.0		
	3	2,080,736	4.9	2,101,046	4.7	107.9	2,101,046	4.9	101.0	100.0		
	4	2,186,206	5.1	2,196,242	4.9	104.5	2,196,242	5.1	100.5	100.0		

(単位:千円)

税目	区分 年度	予算現額 (A)		調 定 額 (B)			収入済額 (C)		収 入 率	
		税 額	構成比(%)	税 額	構成比(%)	前年度対比(%)	税 額	構成比(%)	対予算(C/A)	対調定(C/B)
鉦産税	30	7,169	0.0	7,339	0.0	117.3	7,339	0.0	102.4	100.0
	元	7,039	0.0	7,426	0.0	101.2	7,426	0.0	105.5	100.0
	2	7,321	0.0	6,684	0.0	90.0	6,684	0.0	91.3	100.0
	3	6,319	0.0	4,131	0.0	61.8	4,131	0.0	65.4	100.0
	4	3,537	0.0	3,321	0.0	80.4	3,321	0.0	93.9	100.0
特 別 土地保有税	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	元	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
入湯税	30	32,976	0.1	33,027	0.1	102.0	33,027	0.1	100.2	100.0
	元	32,207	0.1	32,834	0.1	99.4	32,834	0.1	101.9	100.0
	2	17,051	0.0	20,639	0.0	62.9	20,639	0.0	121.0	100.0
	3	31,441	0.1	34,736	0.1	168.3	34,736	0.1	110.5	100.0
	4	44,932	0.1	44,552	0.1	128.3	44,552	0.1	99.2	100.0
事業所税	30	1,491,470	3.4	1,511,880	3.3	100.9	1,498,947	3.4	100.5	99.1
	元	1,508,571	3.4	1,522,365	3.3	100.7	1,507,780	3.4	99.9	99.0
	2	1,462,893	3.5	1,532,124	3.5	100.6	1,509,546	3.5	103.2	98.5
	3	1,497,884	3.5	1,501,593	3.4	98.0	1,491,076	3.5	99.5	99.3
	4	1,497,910	3.5	1,511,620	3.4	100.7	1,498,857	3.5	100.1	99.2
現年合計	30	43,026,000	98.9	43,556,455	95.5	100.2	43,167,907	98.7	100.3	99.1
	元	43,179,164	99.0	43,660,495	96.1	100.2	43,282,647	99.0	100.2	99.1
	2	41,997,005	99.3	42,832,740	96.4	98.1	42,314,678	99.2	100.8	98.8
	3	42,157,645	99.2	42,791,024	96.3	99.9	42,409,928	99.1	100.6	99.1
	4	42,877,249	99.3	43,310,150	96.8	101.2	43,001,032	99.4	100.3	99.3
滞納繰越分	30	474,462	1.1	2,051,838	4.5	86.9	568,344	1.3	119.8	27.7
	元	420,286	1.0	1,767,634	3.9	86.1	422,360	1.0	100.5	23.9
	2	311,732	0.7	1,615,234	3.6	91.4	347,056	0.8	111.3	21.5
	3	355,188	0.8	1,628,310	3.7	100.8	400,108	0.9	112.6	24.6
	4	283,472	0.7	1,453,993	3.2	89.3	280,759	0.6	99.0	19.3
市税合計	30	43,500,462	100.0	45,608,293	100.0	99.5	43,736,251	100.0	100.5	95.9
	元	43,599,450	100.0	45,428,129	100.0	99.6	43,705,007	100.0	100.2	96.2
	2	42,308,737	100.0	44,447,974	100.0	97.8	42,661,734	100.0	100.8	96.0
	3	42,512,833	100.0	44,419,334	100.0	99.9	42,810,036	100.0	100.7	96.4
	4	43,160,721	100.0	44,764,143	100.0	100.8	43,281,791	100.0	100.3	96.7

(3) 市税負担状況調

区分		年度	30	元	2	3	4
予 算 現 額 (千円)			43,500,462	43,599,450	42,308,737	42,512,833	43,160,721
調 定 額 (千円)			45,608,293	45,428,129	44,447,974	44,419,334	44,764,143
収 入 済 額 (千円)			43,736,251	43,705,007	42,661,734	42,810,036	43,281,791
人口1人当たり (円)	予 算 現 額		141,161	142,359	139,021	140,970	144,550
	調 定 額		148,001	148,329	146,050	147,292	149,920
	収 入 済 額		141,926	142,703	140,181	141,956	144,955
一世帯当たり (円)	予 算 現 額		301,691	301,257	290,498	291,008	294,616
	調 定 額		316,309	313,893	305,187	304,059	305,561
	収 入 済 額		303,326	301,987	292,922	293,043	295,443



(4) 徴税費の調

(単位:千円)

区分		年度	30	元	2	3	4
税 収 入 額	a 市 税		43,736,251	43,705,007	42,661,734	42,810,036	43,281,791
	b 個 人 県 民 税		10,179,006	10,271,974	10,388,347	10,273,652	10,359,843
	c 合 計		53,915,257	53,976,981	53,050,081	53,083,688	53,641,634
徴 税 費	人 件 費	d 基 本 給	362,880	349,376	344,414	359,549	352,159
		e 諸 手 当	216,471	210,281	207,410	216,299	207,902
		(イ) 時間外勤務手当	(25,017)	(23,437)	(26,287)	(34,357)	(27,175)
		(ロ) 税 務 手 当	(7,387)	(7,063)	(7,310)	(7,340)	(7,481)
		(ハ) そ の 他	(184,067)	(179,781)	(173,813)	(174,602)	(173,246)
		f 報 酬	—	—	6,768	7,312	7,832
		g そ の 他	1,395	1,143	3,041	4,176	4,017
		h 小 計	580,746	560,800	561,633	587,336	571,910
	需 用 費	i 旅 費	938	1,098	17	0	412
		j 賃 金	9,636	7,543	0	0	0
		k そ の 他	217,598	261,171	281,750	218,452	336,183
		l 小 計	228,172	269,812	281,767	218,452	336,595
	諸 費	m 納税貯蓄組合補助金	0	0	0	0	0
n そ の 他		26	26	26	26	26	
o 小 計		26	26	26	26	26	
p そ の 他	6,311	6,747	8,667	9,955	13,092		
q 合 計	815,255	837,385	852,093	815,769	921,623		
県民税徴収取扱費	r 納税義務者数を基準とした金額	456,282	457,786	458,822	460,677	460,580	
	s 徴収額を基準とした金額	15,813	14,715	17,942	16,357	17,748	
	t 報奨金の額に相当する金額	0	0	0	0	0	
	u 合 計	472,095	472,501	476,764	477,034	478,328	
v (q - u)	343,160	364,884	375,329	338,735	443,295		
税収入額に対する	w (q ÷ c)	1.51%	1.55%	1.61%	1.54%	1.72%	
徴 税 費 の 割 合	x (v ÷ a)	0.78%	0.83%	0.88%	0.79%	1.02%	

※ 徴税費は過年度還付金を除く。

5 市民税に関する調

(1) 個人市・県民税年度別調定額

(単位:千円)

区分		年度	元	2	3	4	5(当初)
普通徴収分	市民税	所得割額	2,237,770	2,271,972	2,228,604	2,437,447	2,322,438
		均等割額	79,694	77,445	79,441	59,724	60,043
		計	2,317,464	2,349,417	2,308,045	2,497,171	2,382,481
	県民税	所得割額	1,490,410	1,513,167	1,487,985	1,624,964	1,548,292
		均等割額	52,491	51,016	52,029	39,247	39,457
		計	1,542,901	1,564,183	1,540,014	1,664,211	1,587,749
市・県民税の計		3,860,365	3,913,600	3,848,059	4,161,382	3,970,230	
給与特別徴収分	市民税	所得割額	11,763,790	11,855,042	11,784,743	11,812,775	12,026,003
		均等割額	375,470	378,210	381,397	380,884	378,784
		計	12,139,260	12,233,252	12,166,140	12,193,659	12,404,787
	県民税	所得割額	7,840,199	7,900,958	7,852,072	7,874,407	8,017,335
		均等割額	246,737	248,538	250,996	250,366	248,915
		計	8,086,936	8,149,496	8,103,068	8,124,773	8,266,250
市・県民税の計		20,226,196	20,382,748	20,269,208	20,318,432	20,671,037	
年金特別徴収分	市民税	所得割額	742,097	748,792	768,428	610,559	589,027
		均等割額	79,026	79,393	81,197	90,647	91,525
		計	821,123	828,185	849,625	701,206	680,552
	県民税	所得割額	493,840	498,264	510,439	407,039	392,685
		均等割額	51,811	52,048	53,098	59,568	60,145
		計	545,651	550,312	563,537	466,607	452,830
市・県民税の計		1,366,774	1,378,497	1,413,162	1,167,813	1,133,382	
合計	市民税	所得割額	14,743,657	14,875,806	14,781,775	14,860,781	14,937,468
		均等割額	534,190	535,048	542,035	531,255	530,352
		計	15,277,847	15,410,854	15,323,810	15,392,036	15,467,820
	県民税	所得割額	9,824,449	9,912,389	9,850,496	9,906,410	9,958,312
		均等割額	351,039	351,602	356,123	349,181	348,517
		計	10,175,488	10,263,991	10,206,619	10,255,591	10,306,829
市・県民税の計		25,453,335	25,674,845	25,530,429	25,647,627	25,774,649	
市・県民税のあん分率	市民税	0.6002296752	0.6002316275	0.6002174895	0.6001348975	0.6001175807	
	県民税	0.3997703248	0.3997683725	0.3997825105	0.3998651025	0.3998824193	

※退職分離課税を除く。

※平成20年度より県民税均等割に「秋田県水と緑の森づくり税(800円)」が新設。

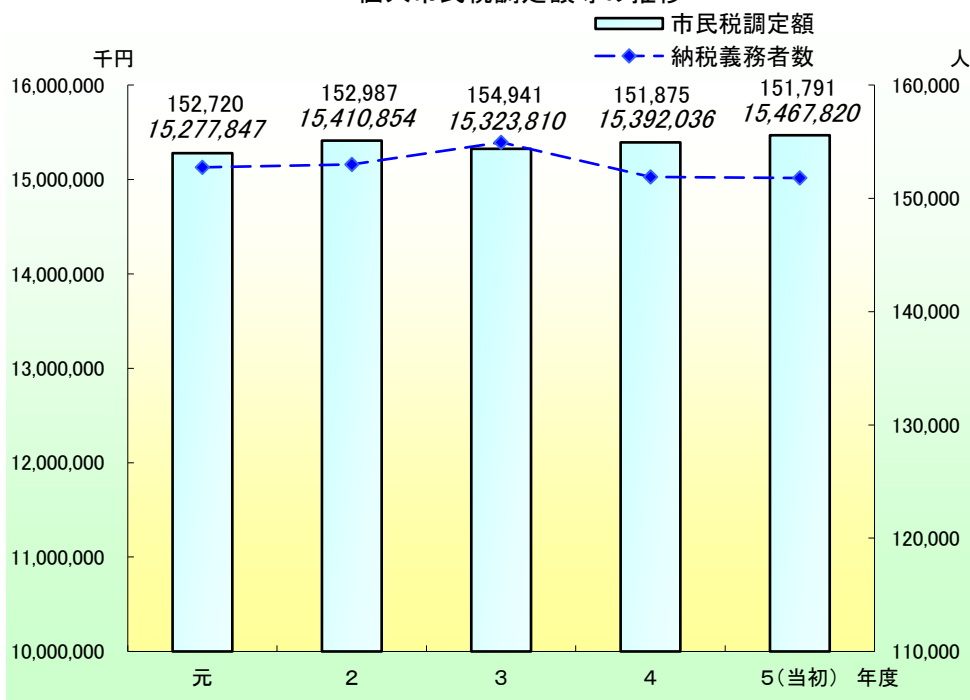
(2) 個人市民税納税義務者数

(単位:人)

区分		年度	元	2	3	4	5(当初)
普通徴収	所得割+均等割		19,767	19,179	20,876	13,629	13,871
	所得割のみ		0	0	0	0	0
	均等割のみ		2,387	2,311	1,918	3,435	3,284
	計		22,154	21,490	22,794	17,064	17,155
給与からの特別徴収	所得割+均等割		103,108	103,965	104,327	105,528	105,234
	所得割のみ		0	0	0	0	0
	均等割のみ		4,261	4,211	4,080	3,384	3,252
	計		107,369	108,176	108,407	108,912	108,486
公的年金からの特別徴収	所得割+均等割		18,317	18,351	18,648	21,766	21,844
	所得割のみ		0	0	0	0	0
	均等割のみ		4,880	4,970	5,092	4,133	4,306
	計		23,197	23,321	23,740	25,899	26,150
合計	所得割+均等割		141,192	141,495	143,851	140,923	140,949
	所得割のみ		0	0	0	0	0
	均等割のみ		11,528	11,492	11,090	10,952	10,842
	計		152,720	152,987	154,941	151,875	151,791

※退職分離課税を除く。

個人市民税調定額等の推移



(3) 所得者区分別課税状況(令和5年7月1日現在)

所得者区分	区分	納税義務者数 (人)	構成比 (%)	前年対比 (%)	市民税均等割額 (千円)	構成比 (%)	前年対比 (%)	市民税所得割額 (千円)	構成比 (%)	前年対比 (%)
給与所得者		120,891	79.6	100.5	423,119	79.6	100.5	13,018,619	86.7	101.9
営業所得者		4,841	3.2	103.0	16,944	3.2	103.0	780,275	5.2	105.1
農業所得者		149	0.1	101.4	522	0.1	101.4	7,752	0.1	125.5
その他の所得者		26,028	17.1	99.3	91,098	17.1	99.3	1,202,575	8.0	91.7
合計		151,909	100.0	100.3	531,683	100.0	100.3	15,009,221	100.0	101.1

(資料:令和5年度市町村課税状況等の調)

(4) 課税標準額段階別の所得割額等調(令和5年7月1日現在)

(単位:千円)

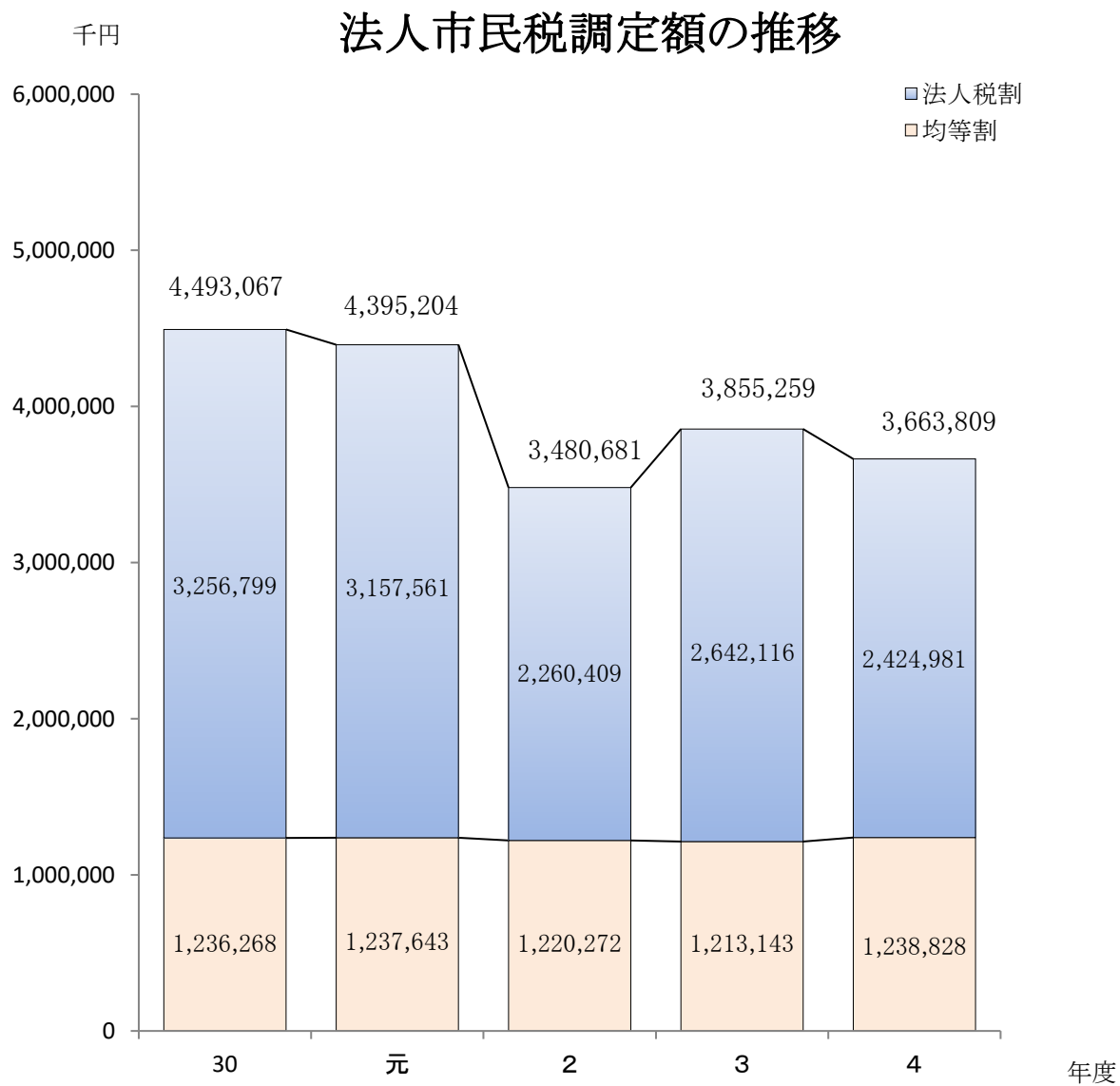
課税標準額の段階	区分	納税義務者数 (人)	総所得金額等		所得控除額	課税標準額	所得割額
			総所得金額	左以外の所得金額			
10万円以下		5,853	4,331,668	1,261,192	4,175,215	1,417,645	43,592
10万円を超え 100万円以下		51,831	75,255,854	794,957	46,637,028	29,413,783	1,570,983
100万円を超え 200万円以下		40,205	103,372,161	614,307	45,454,740	58,531,728	3,189,838
200万円を超え 300万円以下		19,718	76,632,511	624,830	28,421,094	48,836,247	2,694,493
300万円を超え 400万円以下		11,901	62,390,349	335,824	21,070,939	41,655,234	2,364,680
400万円を超え 550万円以下		6,136	39,921,018	463,172	11,970,606	28,413,584	1,610,262
550万円を超え 700万円以下		1,926	15,863,492	233,063	4,027,449	12,069,106	677,496
700万円を超え 1,000万円以下		1,445	14,925,838	384,403	2,941,963	12,368,278	685,504
1,000万円を超える金額		2,037	43,508,959	737,078	4,725,104	39,520,933	2,172,017
合計		141,052	436,201,850	5,448,826	169,424,138	272,226,538	15,008,865

(資料:令和5年度市町村課税状況等の調)

(5) 法人市民税年度別調定額(現年課税分)

(単位:千円)

年度	30	元	2	3	4
均等割	1,236,268	1,237,643	1,220,272	1,213,143	1,238,828
法人税割	3,256,799	3,157,561	2,260,409	2,642,116	2,424,981
合計	4,493,067	4,395,204	3,480,681	3,855,259	3,663,809



(6) 法人市民税の納税義務者等に関する調

ア 均等割税率別法人数

区 分	税率(年額) (円)	納 税 義務者 (人)	構成比 (%)	区 分	税率(年額) (円)	納 税 義務者 (人)	構成比 (%)
資本等の金額が1千万円以下で 従業者数が50人以下のもの(第1号法人)	60,000	5,738	67.5	資本等の金額が1千万円以下で 従業者数が50人を超えるもの(第2号法人)	144,000	66	0.8
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で 従業者数が50人以下のもの(第3号法人)	156,000	1,373	16.2	資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で 従業者数が50人を超えるもの(第4号法人)	180,000	157	1.8
資本等の金額が1億円を超え10億円以下で 従業者数が50人以下のもの(第5号法人)	192,000	457	5.4	資本等の金額が1億円を超え10億円以下で 従業者数が50人を超えるもの(第6号法人)	480,000	51	0.6
資本等の金額が10億円を超え 従業者数が50人以下のもの(第7号法人)	492,000	575	6.8	資本等の金額が10億円を超え50億円以下で 従業者数が50人を超えるもの(第8号法人)	2,100,000	20	0.2
△				資本等の金額が50億円を超え 従業者数が50人を超えるもの(第9号法人)	3,600,000	61	0.7
				合 計		8,498	100.0

(資料:令和5年度市町村課税状況等の調)

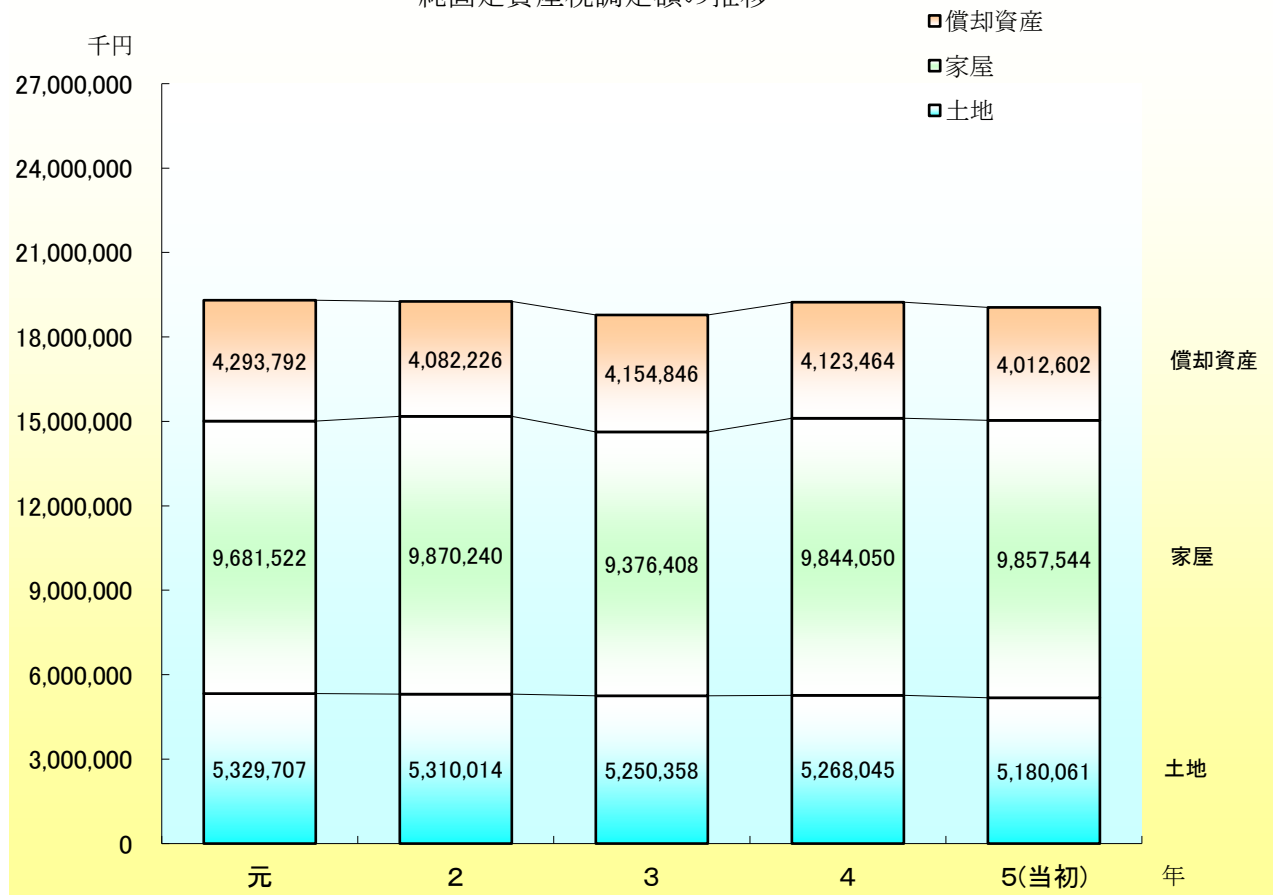
6 固定資産税に関する調

(1) 固定資産税年度別調定額

(単位:千円)

年度 区分	元	2	3	4	5(当初)
土地	5,329,707	5,310,014	5,250,358	5,268,045	5,180,061
家屋	9,681,522	9,870,240	9,376,408	9,844,050	9,857,544
償却資産	4,293,792	4,082,226	4,154,846	4,123,464	4,012,602
計	19,305,021	19,262,480	18,781,612	19,235,559	19,050,207
交付金	214,986	206,097	203,611	204,041	203,628
合計	19,520,007	19,468,577	18,985,223	19,439,600	19,253,835

純固定資産税調定額の推移



(2) 納税義務者等の数(現年課税分)

(単位:人)

種 類		年 度				
		元	2	3	4	5
土 地	免税点以上	97,421	97,662	97,626	97,930	98,049
	免税点未満	12,584	12,624	13,066	13,077	13,047
家 屋	免税点以上	102,332	102,773	103,078	103,612	103,841
	免税点未満	3,409	3,341	3,281	3,191	3,119
償 却 資 産	免税点以上	2,999	3,027	2,853	3,223	3,293
	免税点未満	3,597	3,662	3,923	3,902	3,736
納税通知書発送件数(件)		125,211	125,301	125,195	125,520	124,671

(3) 固定資産課税台帳の縦覧・閲覧および審査申出に関する調

区 分		年 度				
		元	2	3	4	5
縦 覧	土 地 (筆)	22	8	17	19	16
	家 屋 (棟)	10	7	21	14	3
	計	32	15	38	33	19
	人 数 (人)	17	6	6	14	9
閲 覧	土 地 (筆)	3,971	2,731	8,723	3,943	3,955
	家 屋 (棟)	2,226	1,787	2,519	2,197	2,356
	償却資産 (件)	61	57	67	68	121
	計	6,258	4,575	11,309	6,208	6,432
	人 数 (人)	971	772	922	1,008	1,080
審査申出受理件数		0	1	0	0	0

※ 縦覧・閲覧については、地方税法に基づく縦覧期間内における人数。

(4) 土地・家屋異動状況調

(単位:土地=筆、家屋=棟)

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
土地登記申請書		5,761	3,102	3,167	3,214	3,272
家屋登記申請書		5,656	6,156	5,826	5,342	5,592
土地登記済通知書		18,474	17,811	19,135	20,158	21,624
家屋登記済通知書		8,578	9,277	8,619	8,182	8,721
合 計		38,469	36,346	36,747	36,896	39,209

(5) 土地評価総地積および筆数調

区分 年度等		地 積 (㎡)								
		元	2	前年度対比(%)	3	前年度対比(%)	4	前年度対比(%)	5	前年度対比(%)
地 目										
田	一 般 田	84,927,366	84,981,563	100.1	84,852,218	99.8	84,451,455	99.5	83,998,090	99.5
	市街化区域田	731,623	562,657	76.9	568,689	101.1	516,251	90.8	495,014	95.9
畑	一 般 畑	9,510,228	9,436,173	99.2	9,388,711	99.5	9,377,641	99.9	9,290,664	99.1
	市街化区域畑	1,174,097	1,163,723	99.1	1,164,939	100.1	1,118,869	96.0	1,103,356	98.6
宅 地	小規模住宅用地	21,498,936	21,588,598	100.4	21,690,864	100.5	21,751,180	100.3	21,812,806	100.3
	一般住宅用地	11,336,451	11,327,400	99.9	11,324,482	100.0	11,300,693	99.8	11,285,239	99.9
	商 業 地 等 (非住宅用地)	17,298,122	17,291,458	100.0	17,116,285	99.0	17,157,460	100.2	17,167,788	100.1
	計	50,133,509	50,207,456	100.1	50,131,631	99.8	50,209,333	100.2	50,265,833	100.1
鉱 泉 地		36	36	100.0	36	100.0	36	100.0	36	100.0
池 沼		87,244	86,588	99.2	83,657	96.6	83,657	100.0	83,657	100.0
山 林		133,074,223	132,862,535	99.8	133,170,989	100.2	133,250,553	100.1	133,384,246	100.1
牧 場		33,241	33,241	100.0	33,241	100.0	33,241	100.0	33,241	100.0
原 野		76,169,638	75,983,557	99.8	75,670,738	99.6	75,756,032	100.1	76,163,166	100.5
雑 種 地	ゴルフ場用地	3,550,815	3,550,815	100.0	3,550,815	100.0	3,550,815	100.0	3,550,815	100.0
	鉄軌道用地	1,472,545	1,469,674	99.8	1,469,800	100.0	1,470,268	100.0	1,470,983	100.0
	その他の雑種地	5,452,040	5,489,880	100.7	5,833,291	106.3	5,841,116	100.1	5,846,423	100.1
	計	10,475,400	10,510,369	100.3	10,853,906	103.3	10,862,199	100.1	10,868,221	100.1
合 計		366,316,605	365,827,898	99.9	365,918,755	100.0	365,659,267	99.9	365,685,524	100.0

笔 数 (笔)								
元	2	前年度对比(%)	3	前年度对比(%)	4	前年度对比(%)	5	前年度对比(%)
100,254	100,231	100.0	99,981	99.8	99,573	99.6	98,942	99.4
2,133	1,935	90.7	1,928	99.6	1,808	93.8	1,765	97.6
26,136	25,983	99.4	25,743	99.1	25,817	100.3	25,585	99.1
4,080	4,037	98.9	4,020	99.6	3,808	94.7	3,761	98.8
138,816	139,244	100.3	139,741	100.4	139,872	100.1	140,077	100.1
92,979	93,107	100.1	93,287	100.2	93,241	100.0	93,328	100.1
27,809	27,746	99.8	27,420	98.8	27,483	100.2	27,401	99.7
259,604	260,097	100.2	260,448	100.1	260,596	100.1	260,806	100.1
11	11	100.0	11	100.0	11	100.0	11	100.0
107	104	97.2	99	95.2	99	100.0	99	100.0
31,337	31,214	99.6	31,221	100.0	31,245	100.1	31,318	100.2
3	3	100.0	3	100.0	3	100.0	3	100.0
29,611	29,595	99.9	29,506	99.7	29,894	101.3	30,512	102.1
188	188	100.0	188	100.0	188	100.0	188	100.0
4,825	4,631	96.0	4,633	100.0	4,627	99.9	4,619	99.8
15,492	15,548	100.4	16,043	103.2	16,072	100.2	16,186	100.7
20,505	20,367	99.3	20,864	102.4	20,887	100.1	20,993	100.5
473,781	473,577	100.0	473,824	100.1	473,741	100.0	473,795	100.0

(6) 宅地に関する調(法定免税点以上)

地区別	区分 年度	地 積 (m ²)					決 定	
		元	2	3	4	5	元	2
商業地 区	繁 華 街	65,905	65,914	65,988	65,987	65,987	2,341,937	2,337,777
	高度商業地区	0	0	0	0	0	0	0
	高度商業地区Ⅱ	182,488	182,482	186,355	181,179	181,682	11,142,012	11,141,552
	普通商業地区	1,820,410	1,819,977	1,817,459	1,817,073	1,813,343	52,471,393	52,451,192
	計	2,068,803	2,068,373	2,069,802	2,064,239	2,061,012	65,955,342	65,930,521
住宅地 区	併用住宅地区	4,547,730	4,554,925	4,621,037	4,632,772	4,638,842	122,924,155	123,301,844
	高級住宅地区	60,424	60,429	60,379	60,250	60,191	2,328,098	2,328,586
	普通住宅地区	26,306,950	26,348,930	26,359,009	26,417,136	26,449,065	569,468,554	569,898,535
	計	30,915,104	30,964,284	31,040,425	31,110,158	31,148,098	694,720,807	695,528,965
工業地 区	大工場地区	7,317,743	7,324,564	7,218,989	7,224,733	7,220,415	35,911,711	35,295,363
	中小工場地区	1,019,392	1,043,824	979,904	976,552	977,033	18,297,843	18,541,775
	家内工場地区	0	0	0	0	0	0	0
	計	8,337,135	8,368,388	8,198,893	8,201,285	8,197,448	54,209,554	53,837,138
村落 地 区	集 団 地 区	559,568	562,182	565,654	568,534	571,946	4,324,193	4,259,227
	村 落 地 区	7,428,580	7,390,204	7,350,730	7,338,436	7,333,278	28,414,531	27,509,068
	計	7,988,148	7,952,386	7,916,384	7,906,970	7,905,224	32,738,724	31,768,295
観 光 地 区	0	0	0	0	0	0	0	
農業用施設の用に 供する宅地	338,535	347,831	363,435	376,465	401,866	326,007	334,950	
合 計	49,647,725	49,701,262	49,588,939	49,659,117	49,713,648	851,416,980	847,950,434	

価 格 (千円)			課 税 標 準 額 (千円)				
3	4	5	元	2	3	4	5
2,324,507	2,261,824	2,221,318	1,347,469	1,348,232	1,334,680	1,303,456	1,276,607
0	0	0	0	0	0	0	0
11,877,551	11,275,584	11,308,824	7,456,481	7,456,159	7,750,296	7,347,506	7,373,872
52,621,045	52,472,381	52,316,027	28,455,116	28,557,150	28,454,316	28,424,811	28,369,539
66,823,103	66,009,789	65,846,169	37,259,066	37,361,541	37,539,292	37,075,773	37,020,018
127,788,283	127,940,329	127,959,929	60,087,201	60,329,367	61,004,373	61,476,521	61,407,136
2,493,045	2,489,746	2,485,134	763,662	757,245	739,655	759,057	776,630
579,432,112	580,198,885	580,765,971	146,353,979	145,952,375	144,023,467	145,570,663	146,322,460
709,713,440	710,628,960	711,211,034	207,204,842	207,038,987	205,767,495	207,806,241	208,506,226
34,800,184	34,780,609	34,806,379	25,026,764	24,594,083	24,156,932	24,142,698	24,164,169
17,118,199	17,035,104	17,024,464	12,043,631	12,210,029	11,362,086	11,289,603	11,275,365
0	0	0	0	0	0	0	0
51,918,383	51,815,713	51,830,843	37,070,395	36,804,112	35,519,018	35,432,301	35,439,534
4,191,360	4,152,687	4,155,496	1,560,253	1,531,605	1,506,843	1,489,874	1,482,182
26,474,807	25,869,121	25,517,144	10,842,674	10,505,911	10,092,799	9,880,798	9,744,853
30,666,167	30,021,808	29,672,640	12,402,927	12,037,516	11,599,642	11,370,672	11,227,035
0	0	0	0	0	0	0	0
371,790	385,123	411,109	228,204	234,465	244,989	253,774	270,897
859,492,883	858,861,393	858,971,795	296,406,349	294,165,434	290,670,436	291,938,761	292,463,710

(7) 土地の概要

区分 地目		地 積(m ²)				決 定	
		非課税地積 (イ)	評価総地積 (ロ)	法定免税点 未満のもの (ハ)	法定免税点 以上のもの (ロ)-(ハ) (ニ)	総 額 (ホ)	法定免税点 未満のもの (ヘ)
田	一 般 田	4,415,447	83,998,090	2,213,694	81,784,396	8,646,319	195,080
	介 在 田 ・ 市 街 化 区 域 田	365,755	495,014	5,585	489,429	4,293,209	16,718
畑	一 般 畑	1,284,776	9,290,664	928,885	8,361,779	216,857	19,864
	介 在 畑 ・ 市 街 化 区 域 畑	431,170	1,103,356	40,986	1,062,370	7,533,250	85,285
宅 地	住 小 規 模 宅 住 宅 用 地		21,812,806	406,637	21,406,169	472,500,294	2,755,740
	一 般 住 宅 用 地		11,285,239	128,932	11,156,307	150,201,471	406,860
	商 業 地 等 (非 住 宅 用 地)		17,167,788	16,616	17,151,172	239,472,415	39,785
	計	8,109,840	50,265,833	552,185	49,713,648	862,174,180	3,202,385
塩 田		0					
鉱 泉 地		152	36	0	36	1,886	0
池 沼		1,920,733	83,657	26,890	56,767	2,476	478
山 林	一 般 山 林	39,390,586	133,384,246	6,931,518	126,452,728	2,026,880	104,431
	介 在 山 林	0	0	0	0	0	0
牧 場		0	33,241	0	33,241	299	0
原 野		31,364,910	76,163,166	6,676,320	69,486,846	840,502	71,559
雑 種 地	ゴルフ場の用地	313,004	3,550,815	350	3,550,465	2,356,600	229
	遊園地等の用地	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道の用地	267	1,470,983	3	1,470,980	6,157,058	27
	その他の雑種地	19,565,150	5,846,423	361,008	5,485,415	27,625,456	143,565
	計	19,878,421	10,868,221	361,361	10,506,860	36,139,114	143,821
そ の 他		43,612,770					
合 計		150,774,560	365,685,524	17,737,424	347,948,100	921,874,972	3,839,621

価 格 (千円)		筆 数 (筆)				単位当たり価格(円/㎡)	
法定免税点 以上のもの (ホ) - (ヘ) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (チ)	非課税地 筆数 (リ)	評価総筆数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ) - (ル) (ヲ)	平均価格 (ホ) / (ロ) (ワ)	最高価格 (カ)
8,451,239	8,282,467	19,634	98,942	5,096	93,846	103	158
4,276,491	1,238,765	1,813	1,765	73	1,692	8,673	36,621
196,993	195,647	5,327	25,585	3,630	21,955	23	64
7,447,965	2,175,773	1,300	3,761	263	3,498	6,828	42,049
469,744,554	78,250,443		140,077	4,370	135,707	21,662	83,179
149,794,611	49,910,086		93,328	2,282	91,046	13,310	60,327
239,432,630	164,303,181		27,401	260	27,141	13,949	117,935
858,971,795	292,463,710	10,092	260,806	6,912	253,894	17,152	117,935
		0					
1,886	1,618	4	11	0	11	52,389	128,640
1,998	1,998	1,029	99	47	52	30	121
1,922,449	1,922,449	4,650	31,318	4,301	27,017	15	25
0	0	0	0	0	0	0	0
299	299	0	3	0	3	9	9
768,943	768,943	6,881	30,512	5,549	24,963	11	20
2,356,371	1,521,255	10	188	1	187	664	775
0	0	0	0	0	0	0	0
6,157,031	3,950,876	3	4,619	1	4,618	4,173	39,639
27,481,891	18,702,409	21,734	16,186	2,338	13,848	4,725	106,604
35,995,293	24,174,540	21,747	20,993	2,340	18,653	3,325	106,604
		91,864					
918,035,351	331,226,209	164,341	473,795	28,211	445,584	2,521	

(8) 家屋の棟数・評価額等に関する調(法定免税点以上)

構 造	年 度	棟 数(棟)	前 年 度 対 比(%)
木 造	元	129,772	100.1
	2	129,823	100.0
	3	129,971	100.1
	4	129,900	99.9
	5	129,891	100.0
非 木 造	元	17,402	100.5
	2	17,458	100.3
	3	17,483	100.1
	4	17,475	100.0
	5	17,581	100.6
合 計	元	147,174	100.1
	2	147,281	100.1
	3	147,454	100.1
	4	147,375	99.9
	5	147,472	100.1

(9) 新・増築および滅失家屋調

種 別	年 度 区 分	元			2		
		増分	減分	差引増減	増分	減分	差引増減
棟 数	木 造 (棟)	1,349	1,228	121	1,402	1,277	125
	非 木 造 (棟)	243	152	91	176	106	70
	計 (棟)	1,592	1,380	212	1,578	1,383	195
	前 年 度 対 比 (%)	99.7	103.8	79.1	99.1	100.2	92.0
床 面 積	木 造 (㎡)	159,383	129,637	29,746	160,606	145,719	14,887
	非 木 造 (㎡)	74,582	52,448	22,134	48,767	38,486	10,281
	計 (㎡)	233,965	182,085	51,880	209,373	184,205	25,168
	前 年 度 対 比 (%)	118.2	96.2	599.1	89.5	101.2	48.5
決 定 価 格	木 造 (千円)	9,137,165	1,282,818	7,854,347	9,400,443	1,522,027	7,878,416
	非 木 造 (千円)	6,165,524	1,479,143	4,686,381	4,482,163	1,171,405	3,310,758
	計 (千円)	15,302,689	2,761,961	12,540,728	13,882,606	2,693,432	11,189,174
	前 年 度 対 比 (%)	124.3	111.1	127.6	90.7	97.5	89.2
新 増 価 格 単 位 当 たり	木 造 (円)			57,328			58,531
	前 年 度 対 比 (%)			101.0			102.1
	非 木 造 (円)			82,668			91,910
	前 年 度 対 比 (%)			104.0			111.2

床面積(m ²)	前年度対比(%)	評価額(千円)	前年度対比(%)
15,009,589	100.3	271,931,170	103.0
15,044,629	100.2	280,013,859	103.0
15,084,488	100.3	272,275,938	97.2
15,098,808	100.1	279,699,043	102.7
15,113,550	100.1	287,045,593	102.6
7,616,822	100.2	353,927,655	101.3
7,628,874	100.2	357,497,468	101.0
7,659,378	100.4	352,873,812	98.7
7,664,563	100.1	356,636,272	101.1
7,687,853	100.3	360,952,953	101.2
22,626,411	100.3	625,858,825	102.1
22,673,503	100.2	637,511,327	101.9
22,743,866	100.3	625,149,750	98.1
22,763,371	100.1	636,335,315	101.8
22,801,403	100.2	647,998,546	101.8

3			4			5		
増分	減分	差引増減	増分	減分	差引増減	増分	減分	差引増減
1,285	1,077	208	1,213	1,197	16	1,255	1,279	-24
167	114	53	188	137	51	247	97	150
1,452	1,191	261	1,401	1,334	67	1,502	1,376	126
92.0	86.1	133.8	96.5	112.0	25.7	107.2	103.1	188.1
144,384	115,909	28,475	140,612	115,149	25,463	139,622	119,070	20,552
71,060	37,946	33,114	47,463	48,939	-1,476	52,576	24,618	27,958
215,444	153,855	61,589	188,075	164,088	23,987	192,198	143,688	48,510
102.9	83.5	244.7	87.3	106.7	38.9	102.2	87.6	202.2
9,075,230	1,222,555	7,852,675	8,697,614	1,173,020	7,524,594	8,704,227	1,238,083	7,466,144
7,250,527	1,254,973	5,995,554	4,841,917	1,322,538	3,519,379	5,419,640	807,688	4,611,952
16,325,757	2,477,528	13,848,229	13,539,531	2,495,558	11,043,973	14,123,867	2,045,771	12,078,096
117.6	92.0	123.8	82.9	100.7	79.8	104.3	82.0	109.4
		62,855			61,855			62,341
		107.4			98.4			100.8
		102,034			102,015			103,082
		111.0			100.0			101.0

(10) 家屋の概要

区 分		棟 数(棟)	床 面 積(m ²)
木 造	総 数	133,402	15,282,529
	法定免税点未満のもの	3,511	168,979
	法定免税点以上のもの	129,891	15,113,550
木 造 以 外	総 数	17,638	7,689,601
	法定免税点未満のもの	57	1,748
	法定免税点以上のもの	17,581	7,687,853
合 計	総 数	151,040	22,972,130
	法定免税点未満のもの	3,568	170,727
	法定免税点以上のもの	147,472	22,801,403
非 課 税 家 屋		3,126	2,634,961

(11) 償却資産に関する調

種 別	年 度 区 分	元				2			
		決定価格 (千円)	課 税 標準額 (千円)	構 成 比 (%)	対 前 比 年 度 (%)	決定価格 (千円)	課 税 標準額 (千円)	構 成 比 (%)	対 前 比 年 度 (%)
構 築 物		42,186,760	41,689,234	15.6	101.5	41,676,825	41,185,054	16.3	98.8
機 械 お よ び 装 置		115,823,584	107,130,733	40.2	100.4	115,880,529	108,212,119	42.7	101.0
船 舶		283,292	165,890	0.1	280.3	279,896	188,509	0.1	113.6
航 空 機		20,184	20,184	0.0	26.7	40,825	40,825	0.0	202.3
車 両 お よ び 運 搬 具		1,241,122	1,239,876	0.5	92.0	1,232,595	1,231,812	0.5	99.3
工 具 器 具 お よ び 備 品		29,238,427	29,193,598	10.9	98.8	29,018,322	28,962,508	11.4	99.2
小 計		188,793,369	179,439,515	67.3	100.4	188,128,992	179,820,827	71.0	100.2
法 第 389 条 関 係	大臣配分	94,080,170	87,264,166	32.7	98.2	78,814,719	73,380,316	29.0	84.1
	知事配分	90,541	90,541	0.0	87.7	78,293	78,293	0.0	86.5
	計	94,170,711	87,354,707	32.7	98.2	78,893,012	73,458,609	29.0	84.1
合 計		282,964,080	266,794,222	100.0	99.6	267,022,004	253,279,436	100.0	94.9

決定価格(千円)	単位当たり価格(円)	提示平均価格(円)	単位当たり価格 提示平均価格
287,303,570	18,799	—	—
257,977	1,527	/	/
287,045,593	18,993		
360,958,315	46,941	—	—
5,362	3,068	(参考)	(参考)
360,952,953	46,951		
648,261,885	28,219		
263,339	1,542		
647,998,546	28,419		
/	/		
/	/		
		実際免税点の額	200,000円

(単位:千円)

3				4				5			
決定価格 (千円)	課税 標準額 (千円)	構成 比 (%)	対前 比年 度 (%)	決定価格 (千円)	課税 標準額 (千円)	構成 比 (%)	対前 比年 度 (%)	決定価格 (千円)	課税 標準額 (千円)	構成 比 (%)	対前 比年 度 (%)
41,535,313	40,156,827	15.9	97.5	44,557,160	44,125,714	17.2	109.9	45,333,379	44,938,394	17.7	101.8
115,103,421	107,439,470	42.6	99.3	114,086,145	107,486,551	41.8	100.0	111,071,681	105,283,925	41.4	98.0
812,183	448,584	0.2	238.0	1,726,880	920,125	0.4	205.1	1,790,278	953,238	0.4	103.6
34,821	34,821	0.0	85.3	20,566	20,566	0.0	59.1	22,526	22,526	0.0	109.5
1,831,691	1,787,266	0.7	145.1	1,645,204	1,645,204	0.6	92.1	1,693,904	1,693,904	0.7	103.0
28,119,634	27,391,132	10.9	94.6	28,479,498	28,443,858	11.1	103.8	28,875,759	28,787,653	11.3	101.2
187,437,063	177,258,100	70.3	98.6	190,515,453	182,642,018	71.1	103.0	188,787,527	181,679,640	71.5	99.5
75,048,779	70,096,460	27.8	95.5	73,067,159	68,904,217	26.8	98.3	72,391,537	67,995,806	26.7	98.7
6,282,985	4,640,231	1.8	5926.8	11,433,523	5,313,201	2.1	114.5	9,377,254	4,567,087	1.8	86.0
81,331,764	74,736,691	29.7	101.7	84,500,682	74,217,418	28.9	99.3	81,768,791	72,562,893	28.5	97.8
268,768,827	251,994,791	100.0	99.5	275,016,135	256,859,436	100.0	101.9	270,556,318	254,242,533	100.0	99.0

(12) 令和5年度土地の負担調整に関する調(免税点以上)

① 宅 地

負担調整等		区 分	地 積(㎡)	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	筆 数(筆)
小規模住宅用地	本則による課税		21,203,702	462,602,508	77,100,418	134,499
	上記以外のもの	負担水準 90～95	142,096	5,352,857	883,419	860
		〃 80～90	48,213	1,457,510	223,815	270
		〃 70～80	8,565	234,661	31,595	55
		〃 60～70	2,993	84,776	9,916	17
		〃 50～60	600	12,242	1,280	6
		〃 40～50	0	0	0	0
		〃 0～40	0	0	0	0
	計		21,406,169	469,744,554	78,250,443	135,707
一般住宅用地	本則による課税		11,110,061	148,416,099	49,472,033	90,478
	上記以外のもの	負担水準 90～95	29,244	1,004,147	330,590	396
		〃 80～90	11,186	256,313	78,070	124
		〃 70～80	3,178	61,368	16,407	29
		〃 60～70	1,615	35,897	8,633	13
		〃 50～60	1,023	20,787	4,353	6
		〃 40～50	0	0	0	0
		〃 0～40	0	0	0	0
	計		11,156,307	149,794,611	49,910,086	91,046
住宅用地以外の宅地	引下げによる課税		1,402,752	11,212,630	7,843,122	3,540
	据置による課税		15,689,696	226,618,848	155,512,555	23,425
	上記以外のもの	負担水準 50～60	51,595	1,444,267	865,472	146
		〃 40～50	7,129	156,885	82,032	30
		〃 30～40	0	0	0	0
		〃 20～30	0	0	0	0
		〃 0～20	0	0	0	0
計		17,151,172	239,432,630	164,303,181	27,141	

負担調整等		区分	地積(m ²)	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	筆数(筆)
宅地	引下げによる課税		0	0	0	0
	据置による課税		401,866	411,109	270,897	931
農地+造成費として評価される農業用施設用地	上記以外のもの	負担水準 50~60	0	0	0	0
		〃 40~50	0	0	0	0
		〃 30~40	0	0	0	0
		〃 20~30	0	0	0	0
		〃 0~20	0	0	0	0
		計	401,866	411,109	270,897	931

② 農地

負担調整等		区分	地積(m ²)	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	筆数(筆)
本則による課税			91,220,873	15,726,833	10,837,647	119,457
上記以外のもの	負担調整率 1.025		108,802	1,391,479	449,713	343
	〃 1.05		68,777	678,748	202,378	210
	〃 1.075		67,182	495,765	134,724	227
	〃 1.10		232,340	2,079,863	268,190	754
計			91,697,974	20,372,688	11,892,652	120,991

(13) 不均一課税に係る家屋の軽減税額調

(単位:千円)

区分 年度	市税条例第46条の3第2項 適用 (国際観光ホテル整備法)		市税条例第46条の3第3項 適用 (都市再開発法)		秋田市地方活力向上地域にお ける固定資産税の不均一課税 に関する条例第2条 適用 (地域再生法)		計	
	件数(件)	軽減税額	件数(件)	軽減税額	件数(件)	軽減税額	件数(件)	軽減税額
元	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	2	880	2	880
3	0	0	0	0	2	550	2	550
4	0	0	0	0	1	79	1	79
5	0	0	0	0	1	735	1	735

(14) 新築住宅に対する軽減状況調

区分 年度	法附則第15条の6第1項 (3年間) 新築住宅		法附則第15条の6第2項 (5年間) 新築住宅(中高層耐火)		法附則第15条の7第1項 (5年間) 認定長期優良		法附則第15条の7第2項 (7年間) 認定長期優良(中高層耐火)		法附則第15条の8第2項 (5年間) サービス付き高齢者向け		法附則第15条の9第1項 (1年間) 耐震改修(住宅)	
	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)
元	164,148	102.2	18,131	122.1	74,212	105.5	201	140.6	6,820	64.2	-	-
2	169,320	103.2	17,628	97.2	74,582	100.5	260	129.4	5,319	78.0	18	-
3	165,247	97.6	19,618	111.3	72,598	97.3	251	96.5	3,579	67.3	-	-
4	167,454	101.3	18,942	96.6	74,579	102.7	326	129.9	2,649	74.0	-	-
5	162,671	97.1	17,650	93.2	76,480	102.5	251	77.0	827	31.2	20	-

区分 年度	法附則第15条の9 第4項・第5項(1年間) バリアフリー改修		法附則第15条の9 第9項・第10項(1年間) 省エネ改修		法附則第15条の10第1項 (2年間) 耐震改修(住宅以外)		H27法附則第17条第12項 (5年間) サービス付き高齢者向け		H28法附則第18条第11項 (1年間) バリアフリー(区分所有以外)		計	
	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)
元	25	61.0	10	40.0	-	-	3,124.0	-	-	-	266,671	100.7
2	21	84.0	5	50.0	-	-	2,382	76.2	-	-	269,535	101.1
3	13	61.9	17	340.0	-	-	-	-	-	-	261,323	97.0
4	72	553.8	-	-	-	-	-	-	-	-	264,035	101.0
5	27	37.5	-	-	-	-	-	-	-	-	257,926	97.7

7 軽自動車税に関する調

(1) 種別割年度別調定額(現年課税分)

(単位:千円)

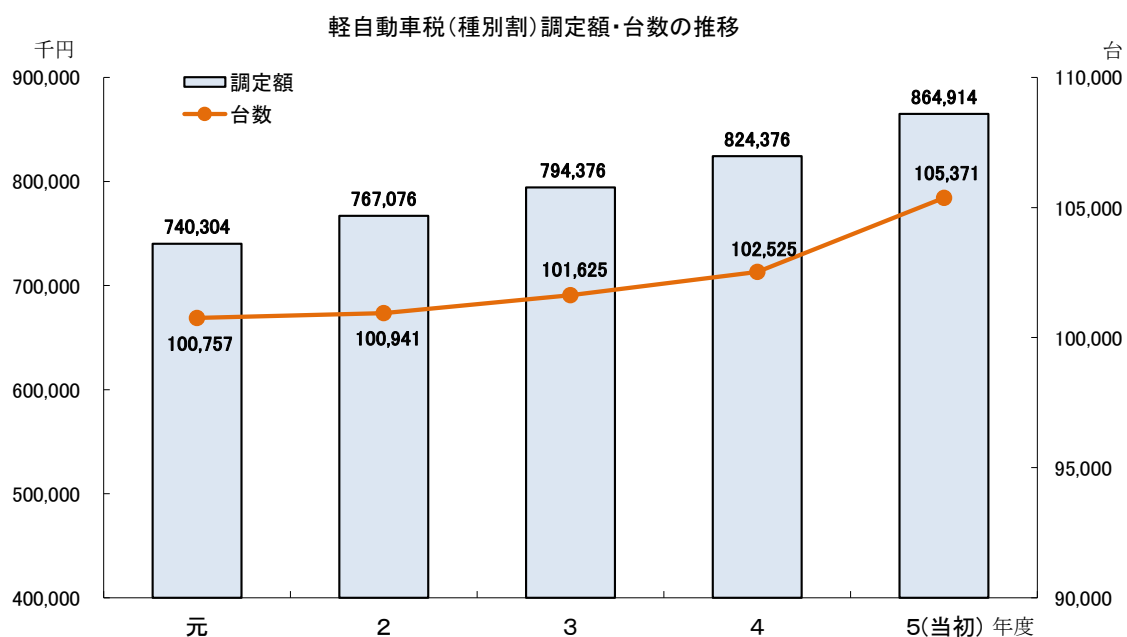
区 分	年度 税 額 H28年度から		元	2	3	4	5(当初)			
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下(屋根付三輪を含む)		2,000円	9,434	8,848	8,338	8,014	7,744		
	90 cc 以下		2,000円	1,266	1,208	1,296	1,380	1,398		
	125 cc 以下		2,400円	2,318	2,393	2,481	2,679	2,942		
	三 輪 以 上		3,700円	307	303	311	340	374		
	計			13,325	12,752	12,426	12,413	12,458		
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用のもの		2,400円	3,869	3,850	3,953	3,996	3,967		
	そ の 他		5,900円	7,168	7,298	7,658	7,965	8,555		
	計			11,037	11,148	11,611	11,961	12,522		
軽 自 動 車	二 輪	軽 二 輪		3,600円	8,881	8,899	9,137	10,040	10,418	
		被けん引車		3,600円	454	450	439			
	三 輪	旧 税 率		3,100円	0	0	0	0	0	
		新 税 率		3,900円	0	0	0	0	0	
		重 課 税 率		4,600円	5	5	5	5	5	
	四 輪	乗 用	営 業 用	旧 税 率	5,500円	6	6	0	0	39
				新 税 率	6,900円	0	0	0	0	28
				重 課 税 率	8,200円	0	0	0	0	57
		自 家 用	自 家 用	旧 税 率	7,200円	289,065	256,154	226,130	197,755	174,132
				新 税 率	10,800円	175,284	232,157	282,690	341,690	390,463
				重 課 税 率	12,900円	120,138	128,832	137,875	146,944	157,741
		貨 物	営 業 用	旧 税 率	3,000円	948	816	666	612	567
				新 税 率	3,800円	756	912	1,144	1,398	1,676
				重 課 税 率	4,500円	310	315	270	338	382
	自 家 用		自 家 用	旧 税 率	4,000円	31,364	26,876	23,068	19,576	16,664
				新 税 率	5,000円	21,230	26,330	30,345	35,125	39,970
				重 課 税 率	6,000円	24,510	24,822	25,236	25,338	25,812
	計			663,611	697,220	727,424	768,776	807,531		
	雪 上 車		3,600円	4	4	4	4	4		
	計			672,955	706,578	737,009	778,825	817,958		
	二輪の小型自動車		6,000円	20,328	20,322	20,718	21,174	21,732		
	小 計 (ア)			717,645	750,800	781,764	824,373	864,670		

○グリーン化特例適用車(三輪、四輪以上)

(単位:千円)

区分			年度								
			税額	元	2	3	4	5(当初)			
軽自動車	三輪		税額を概ね75%軽減	1,000円	0	0	0	0	0		
			税額を概ね50%軽減	2,000円	0	0	0	0	0		
			税額を概ね25%軽減	3,000円	0	0	0	0	0		
	四輪	乗用		税額を概ね75%軽減	1,800円	0	0	0	0	0	
				税額を概ね50%軽減	3,500円	0	0	0	0	0	
				税額を概ね25%軽減	5,200円	0	0	0	0	5	
		貨物	自家用		税額を概ね75%軽減	2,700円	0	0	0	3	238
					税額を概ね50%軽減	5,400円	3,305	2,781	1,852		
					税額を概ね25%軽減	8,100円	18,670	13,081	10,328		
	貨物	自家用		税額を概ね75%軽減	1,000円	0	0	0	0	0	
				税額を概ね50%軽減	1,900円	0	0	0			
				税額を概ね25%軽減	2,900円	38	38	41			
		乗用	自家用		税額を概ね75%軽減	1,300円	0	0	0	0	1
					税額を概ね50%軽減	2,500円	0	0	0		
					税額を概ね25%軽減	3,800円	646	376	391		
	小計 (イ)				22,659	16,276	12,612	3	244		

年度		元	2	3	4	5(当初)
合計 (ア) + (イ)		740,304	767,076	794,376	824,376	864,914



(2) 種別割車種別台数

(単位:台)

区 分		年 度	元	2	3	4	5(当初)	
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下(屋根付三輪を含む)		4,717	4,424	4,169	4,007	3,872	
	90 cc 以下		633	604	648	690	699	
	125 cc 以下		966	997	1,034	1,116	1,226	
	三 輪 以 上		83	82	84	92	101	
	計		6,399	6,107	5,935	5,905	5,898	
自 動 特 殊 車	農 耕 作 業 用 の も の		1,612	1,604	1,647	1,665	1,653	
	そ の 他		1,215	1,237	1,298	1,350	1,450	
	計		2,827	2,841	2,945	3,015	3,103	
軽 自 動 車	二 輪	軽 二 輪	2,467	2,472	2,538	2,789	2,894	
		被けん引車	126	125	122			
	三 輪		1	1	1	1	1	
	四 輪	乗 用	営業用	1	1	0	0	19
			自家用	68,608	69,190	69,888	70,496	72,655
		貨 物	営業用	597	595	597	647	715
			自家用	16,342	16,221	16,145	16,142	16,463
	計		85,548	86,007	86,630	87,285	89,852	
	雪 上 車		1	1	1	1	1	
	計		88,143	88,606	89,292	90,076	92,748	
二 輪 の 小 型 自 動 車		3,388	3,387	3,453	3,529	3,622		
合 計		100,757	100,941	101,625	102,525	105,371		

(3) 環境性能割払込金の状況調

(単位:千円)

年 度	元	2	3	4
件 数 (台)	766	1,931	2,392	3,859
払 込 額	14,129	35,593	44,584	84,977

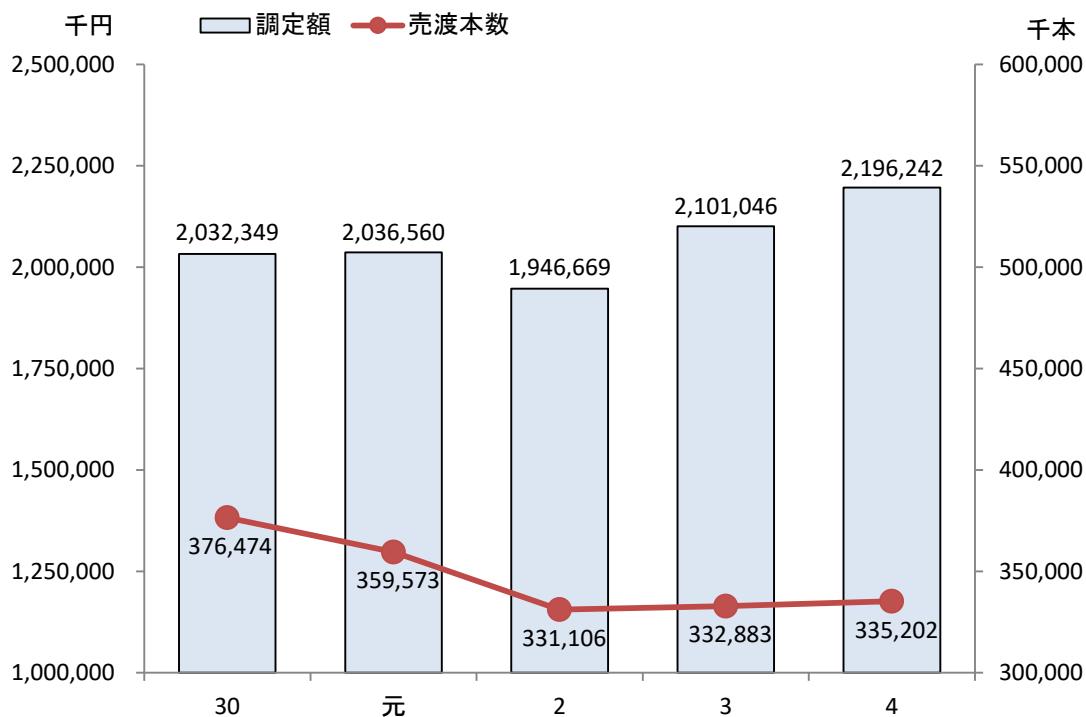
8 市たばこ税に関する調

年度別調定額

年度	30		元		2		3		4	
区分	税額 (1本当たり)		うち旧3級品		うち旧3級品		※令和元年10月1日で旧3級品の特例税率廃止			
	5.262円 5.692円 ※2	3.355円 4.000円 ※1	5.692円	4.000円 5.692円 ※3	5.692円 6.122円 ※4		6.122円 6.552円 ※5		6.552円	
	手持品課税									
	0.430	0.645		1.692	0.430		0.430		-	
売渡本数(千本)	376,474	12,422	359,573	6,119	331,106	-	332,883	-	335,202	-
前年度対比 (%)	93.1	73.5	95.5	49.3	92.1	-	100.5	-	100.7	-
税額(千円)	2,022,903	48,709	2,036,338	24,478	1,938,894	-	2,093,165	-	2,196,242	-
前年度対比 (%)	96.6	87.2	100.7	50.3	95.2	-	108.0	-	104.9	-
手持品課税対象所持数量(千本)	21,716	504	-	131	18,083	-	18,328	-	-	-
手持品課税額(千円)	9,446	325	-	222	7,775	-	7,881	-	-	-
合計税額(千円)	2,032,349		2,036,560		1,946,669		2,101,046		2,196,242	

- ※1 旧3級品:平成30年4月1日から税率変更
- ※2 一般品:平成30年10月1日から税率変更
- ※3 旧3級品:令和元年10月1日から税率変更
- ※4 一般品:令和2年10月1日から税率変更
- ※5 一般品:令和3年10月1日から税率変更

市たばこ税調定額・売渡本数の推移



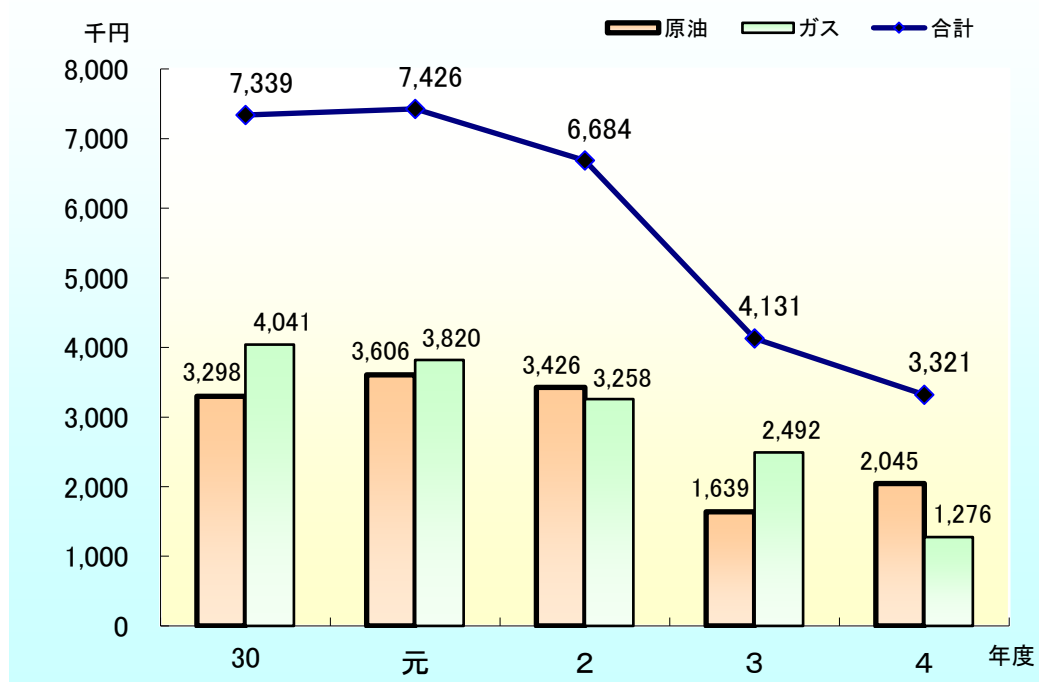
9 鉱産税に関する調

年度別調定額

(単位:千円)

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
原 油	産 出 量 (k ℓ)	8,765	8,604	8,810	7,231	5,039
	課 税 標 準 額	329,880	360,658	342,609	163,919	204,567
	税 額	3,298	3,606	3,426	1,639	2,045
	前年度対比(%)	109.2	109.3	95.0	47.8	124.8
ガ ス	産 出 量 (km ³)	8,972	8,776	8,981	7,095	4,365
	課 税 標 準 額	405,780	383,250	326,929	250,392	128,846
	税 額	4,041	3,820	3,258	2,492	1,276
	前年度対比(%)	125.0	94.5	85.3	76.5	51.2
合 計	課 税 標 準 額	735,660	743,908	669,538	414,311	333,413
	税 額	7,339	7,426	6,684	4,131	3,321
	前年度対比(%)	117.3	101.2	90.0	61.8	80.4

鉱産税調定額の推移



10 特別土地保有税に関する調

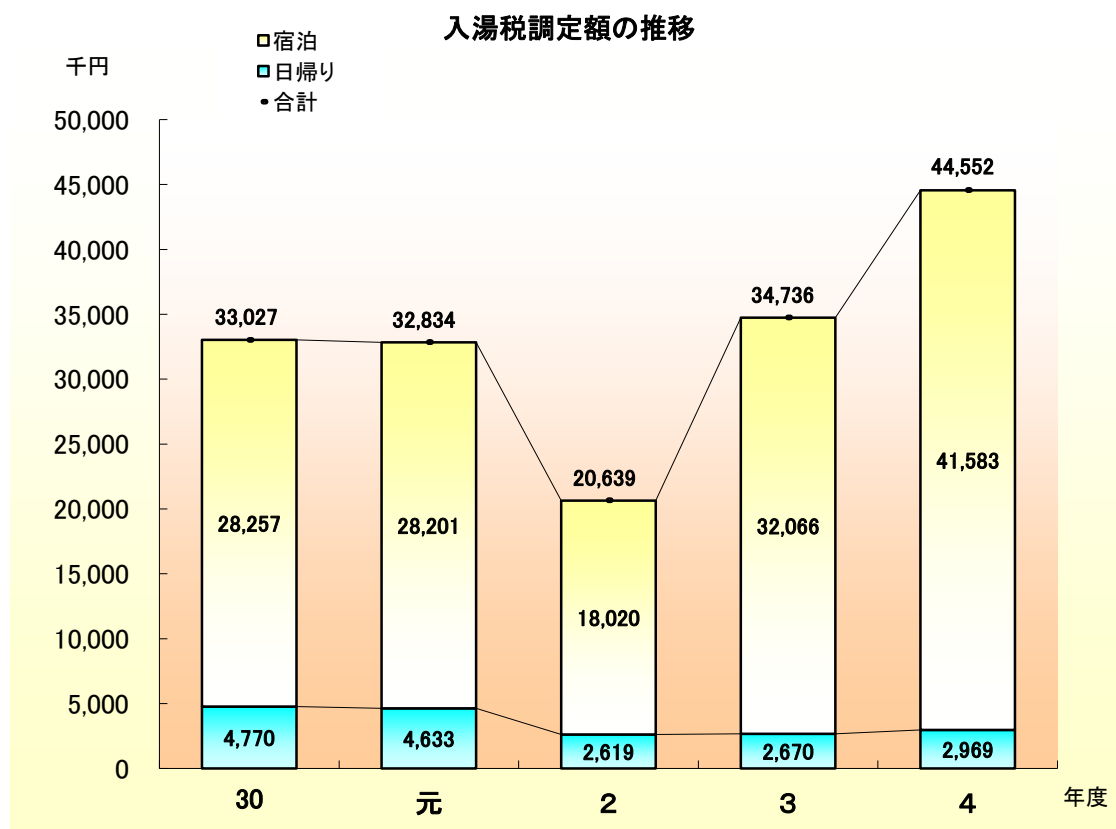
平成28年度以降、調定額なし

11 入湯税に関する調

年度別調定額

(単位:千円)

区分		年度	30	元	2	3	4
日 帰 り	人員(人)		63,606	61,776	34,924	35,604	39,589
	税 額		4,770	4,633	2,619	2,670	2,969
宿 泊	人員(人)		188,378	188,003	120,130	213,771	277,219
	税 額		28,257	28,201	18,020	32,066	41,583
合 計	人員(人)		251,984	249,779	155,054	249,375	316,808
	税 額		33,027	32,834	20,639	34,736	44,552
特別徴収義務者数(人)			10	11	11	11	11

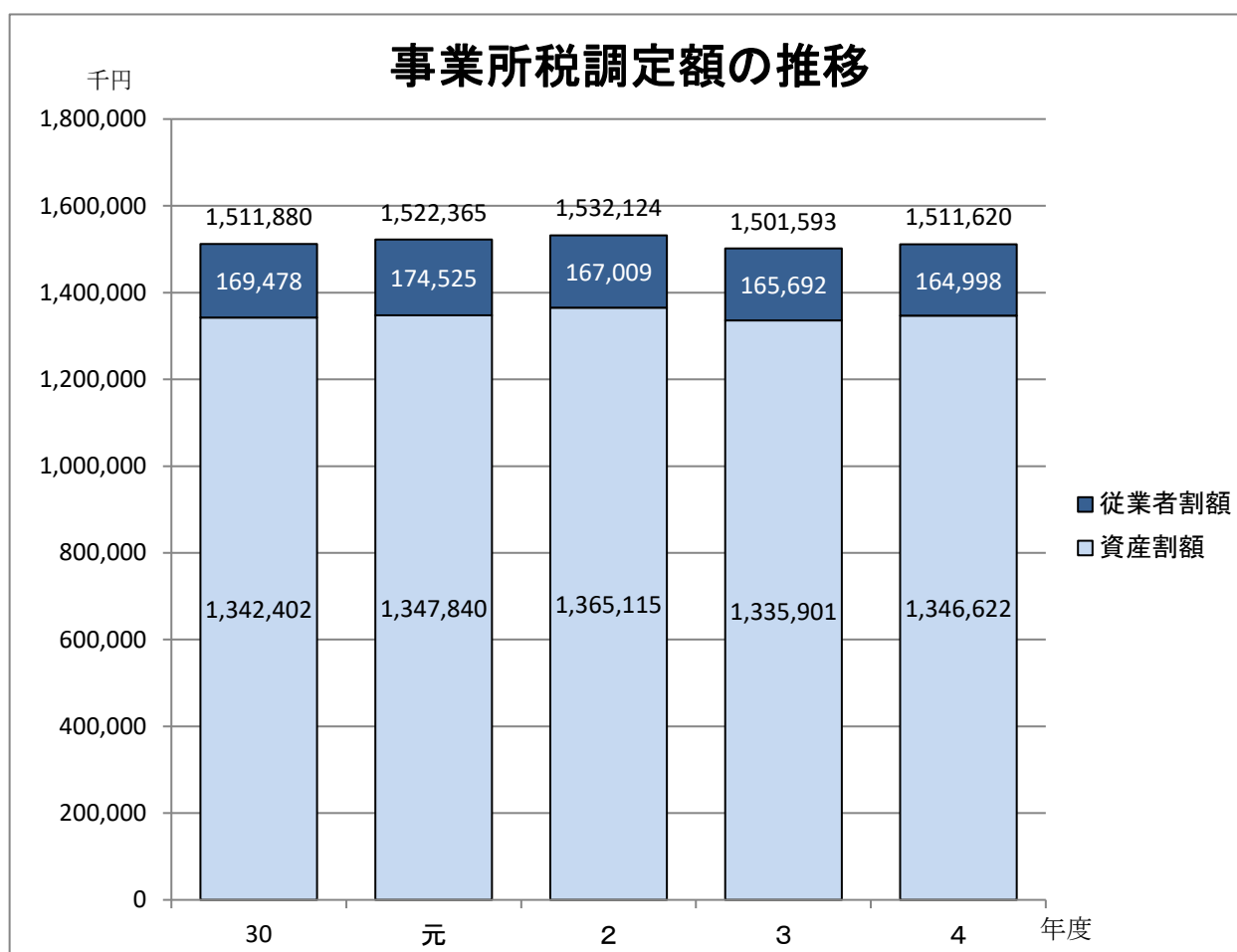


12 事業所税に関する調

年度別調定額(現年課税分)

(単位:千円)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
件数 (件)	572	561	563	568	558
資産割額	1,342,402	1,347,840	1,365,115	1,335,901	1,346,622
従業者割額	169,478	174,525	167,009	165,692	164,998
税額	1,511,880	1,522,365	1,532,124	1,501,593	1,511,620



13 税外収入に関する調

(1) 譲与税および交付金の調

(単位:千円)

項目	30		元		2		3		4	
	金額	前年度 対比(%)	金額	前年度 対比(%)	金額	前年度 対比(%)	金額	前年度 対比(%)	金額	前年度 対比(%)
地方揮発油譲与税	257,836	100.5	228,735	88.7	224,471	98.1	231,658	103.2	221,374	95.6
自動車重量譲与税	635,141	101.0	658,726	103.7	653,080	99.1	662,347	101.4	662,602	100.0
地方道路譲与税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
森林環境譲与税	-	-	46,167	皆増	98,106	212.5	97,810	99.7	132,142	135.1
特別とん譲与税	24,470	90.8	23,582	96.4	23,558	99.9	27,285	115.8	26,035	95.4
航空機燃料譲与税	56,639	105.1	52,912	93.4	11,403	21.6	37,922	332.6	43,388	114.4
利子割交付金	69,197	88.3	33,368	48.2	32,839	98.4	24,957	76.0	12,732	51.0
配当割交付金	73,790	71.0	87,100	118.0	78,735	90.4	122,606	155.7	102,004	83.2
株式等譲渡所得割交付金	66,246	68.1	52,684	79.5	106,222	201.6	169,273	159.4	85,451	50.5
法人事業税交付金	-	-	-	-	435,873	皆増	732,726	168.1	693,218	94.6
地方消費税交付金	6,391,758	102.3	5,987,168	93.7	7,244,010	121.0	7,881,152	108.8	8,230,562	104.4
ゴルフ場利用税交付金	57,480	101.1	57,172	99.5	49,250	86.1	53,349	108.3	55,821	104.6
自動車取得税交付金	180,416	102.7	120,190	66.6	-	皆減	-	-	-	-
環境性能割交付金	-	-	16,326	皆増	47,995	294.0	46,425	96.7	55,699	120.0
国有提供施設等 所在市助成交付金	4,154	90.0	3,739	90.0	3,380	90.4	3,042	90.0	3,009	98.9

(2) 地方揮発油譲与税の調

(単位:千円)

年	度	30	元	2	3	4
譲	与	257,836	228,735	224,471	231,658	221,374
内	6月	72,149	63,768	77,490	72,016	61,963
	11月	104,554	96,134	68,234	72,891	90,906
	3月	81,133	68,833	78,747	86,751	68,505

(3) 自動車重量譲与税の調

(単位:千円)

年	度	30	元	2	3	4
譲	与	635,141	658,726	653,080	662,347	662,602
内	6月	165,368	182,842	171,411	190,601	170,982
	11月	259,048	274,975	267,831	270,710	274,990
	3月	210,725	200,909	213,838	201,036	216,630

(4) 地方道路譲与税の調

(単位:千円)

年	度	30	元	2	3	4
譲	与	0	0	0	0	0
内	6月	0	0	0	0	0
	11月	0	0	0	0	0
	3月	0	0	0	0	0

(5) 森林環境譲与税の調

(単位:千円)

年	度	30	元	2	3	4
譲	与	-	46,167	98,106	97,810	132,142
内	9月	-	23,082	49,053	49,039	66,071
	3月	-	23,085	49,053	48,771	66,071

(6) 特別とん譲与税の調

(単位:千円)

年	度	30	元	2	3	4
譲	与	24,470	23,582	23,558	27,285	26,035
内	9月	10,585	11,525	12,258	14,053	13,236
	3月	13,885	12,057	11,300	13,232	12,799

(7) 航空機燃料譲与税の調

(単位:千円)

年	度	30	元	2	3	4
譲	与	56,639	52,912	11,403	37,922	43,388
内	9月	27,801	24,651	9,833	15,207	18,768
	3月	28,838	28,261	1,570	22,715	24,620

(8) 利子割交付金の調

(単位:千円)

年 度	30	元	2	3	4	
交 付 額	69,197	33,368	32,839	24,957	12,732	
内	8月	32,591	16,152	15,556	14,177	8,656
内	12月	23,690	10,288	9,733	6,068	2,309
内	3月	12,916	6,928	7,550	4,712	1,767

(9) 配当割交付金の調

(単位:千円)

年 度	30	元	2	3	4	
交 付 額	73,790	87,100	78,735	122,606	102,004	
内	8月	17,493	18,271	17,384	18,090	21,729
内	12月	2,546	2,810	2,400	3,585	3,355
内	3月	53,751	66,019	58,951	100,931	76,920

(10) 株式等譲渡所得割交付金の調

(単位:千円)

年 度	30	元	2	3	4
交 付 額 (3月)	66,246	52,684	106,222	169,273	85,451

(11) 法人事業税交付金の調

(単位:千円)

年 度	30	元	2	3	4
交 付 額	-	-	435,873	732,726	693,218
内	8月	-	282,781	398,945	360,882
内	12月	-	53,148	113,308	104,659
内	3月	-	99,944	220,473	227,677

(12) 地方消費税交付金の調

(単位:千円)

年 度	30	元	2	3	4	
交 付 額	6,391,758	5,987,168	7,244,010	7,881,152	8,230,562	
内	6月	1,566,438	1,557,692	1,655,322	1,559,929	1,969,499
内	9月	2,023,241	1,939,169	2,444,815	2,618,023	2,396,476
内	12月	1,133,207	829,456	1,305,398	1,661,191	1,654,315
内	3月	1,668,872	1,660,851	1,838,475	2,042,009	2,210,272

(13) ゴルフ場利用税交付金の調

(単位:千円)

年 度	30	元	2	3	4	
交 付 額	57,480	57,172	49,250	53,349	55,821	
内	8月	16,273	18,904	14,002	16,994	17,439
内	12月	30,313	27,429	23,958	25,537	27,345
内	3月	10,894	10,839	11,290	10,818	11,037

(14) 自動車取得税交付金の調

(単位:千円)

年 度	30	元	2	3	4	
交 付 額	180,416	120,190	-	-	-	
内	8月	68,487	70,800	-	-	-
内	12月	61,201	49,390	-	-	-
内	3月	50,728	-	-	-	-

(15) 環境性能割交付金の調

(単位:千円)

年 度	30	元	2	3	4
交 付 額	-	16,326	47,995	46,425	55,699
内	8月	-	17,325	18,255	18,604
内	12月	-	3,010	16,380	13,864
内	3月	-	13,316	14,290	14,306

(16) 国有提供施設等所在市助成交付金の調

(単位:千円)

年 度	30	元	2	3	4
交 付 額 (12月)	4,154	3,739	3,380	3,042	3,009
資 産 価 格	539,353	473,807	424,341	377,837	336,121

(17) 手数料その他収入の調

(単位:件、円)

項目	年度区分	30		元		2		3		4	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
手数料	所得証明書等 交付手数料	60,572	19,485,400	51,463	16,664,100	42,857	13,927,100	43,990	13,858,900	44,553	13,897,800
	納税証明書 交付手数料	8,127	2,438,100	8,145	2,443,500	7,026	2,107,800	6,400	1,920,000	7,299	2,189,700
	合 計	68,699	21,923,500	59,608	19,107,600	49,883	16,034,900	50,390	15,778,900	51,852	16,087,500
標 識 弁 償 金	2	300	2	300	12	1,800	9	1,350	1	150	
県民税取扱委託金	-	472,095,361	-	472,500,775	-	476,763,721	-	477,033,531	-	478,327,575	
延 滞 金	-	101,729,110	-	85,487,488	-	64,151,486	-	51,705,509	-	46,576,566	

(18) 令和4年度証明手数料の調(再掲)

(単位:件、円)

区 分		本 庁		北部市民サービスセンター		西部市民サービスセンター		駅東サービスセンター	
		件数	手数料	件数	手数料	件数	手数料	件数	手数料
納 税 証 明 書 料 交 付 手 数 料	個 人 市 民 税	1,737	521,100	189	56,700	108	32,400	145	43,500
	法 人 市 民 税	3,005	901,500	195	58,500	101	30,300	51	15,300
	固 定 資 産 税	1,076	322,800	138	41,400	59	17,700	22	6,600
	軽 自 動 車 税	38	11,400	3	900	6	1,800	5	1,500
	国 民 健 康 保 険 税	15	4,500	0	0	0	0	4	1,200
所 得 証 明 書 等 交 付 手 数 料	所 得 ・ 課 税 (市 民 税)	12,804	3,841,200	3,888	1,166,400	2,001	600,300	4,336	1,300,800
	所 得 ・ 課 税 (コ ン ビ ニ)	9,185	1,837,000	-	-	-	-	-	-
	所 得 ・ 課 税 (オ ン ラ イ ン)	346	103,800	-	-	-	-	-	-
	課 税 (固 定 資 産 税)	203	60,900	18	5,400	7	2,100	12	3,600
	資 産 (評 価 ・ 公 課)	4,906	1,563,000	506	166,700	126	40,400	186	56,900
	評 価 ・ 公 課 (オ ン ラ イ ン)	5	1,500	-	-	-	-	-	-
	住 宅 用 家 屋	1,451	1,741,200	25	30,000	0	0	0	0
	資 産 な し	660	198,000	45	13,500	27	8,100	36	10,800
	資 産 な し (オ ン ラ イ ン)	33	9,900	-	-	-	-	-	-
法 人 等 所 在 地	273	81,900	106	31,800	7	2,100	17	5,100	
計		35,737	11,199,700	5,113	1,571,300	2,442	735,200	4,814	1,445,300

区 分		南部市民サービスセンター		河辺市民サービスセンター		雄和市民サービスセンター		計	
		件数	手数料	件数	手数料	件数	手数料	件数	手数料
納 税 証 明 書 料 交 付 手 数 料	個 人 市 民 税	113	33,900	38	11,400	17	5,100	2,347	704,100
	法 人 市 民 税	107	32,100	40	12,000	20	6,000	3,519	1,055,700
	固 定 資 産 税	36	10,800	17	5,100	7	2,100	1,355	406,500
	軽 自 動 車 税	4	1,200	2	600	1	300	59	17,700
	国 民 健 康 保 険 税	0	0	0	0	0	0	19	5,700
所 得 証 明 書 等 交 付 手 数 料	所 得 ・ 課 税 (市 民 税)	2,142	642,600	642	192,600	314	94,200	26,127	7,838,100
	所 得 ・ 課 税 (コ ン ビ ニ)	-	-	-	-	-	-	9,185	1,837,000
	所 得 ・ 課 税 (オ ン ラ イ ン)	-	-	-	-	-	-	346	103,800
	課 税 (固 定 資 産 税)	0	0	11	3,300	0	0	251	75,300
	資 産 (評 価 ・ 公 課)	85	27,300	59	25,500	27	10,700	5,895	1,890,500
	評 価 ・ 公 課 (オ ン ラ イ ン)	-	-	-	-	-	-	5	1,500
	住 宅 用 家 屋	0	0	0	0	0	0	1,476	1,771,200
	資 産 な し	28	8,400	5	1,500	1	300	802	240,600
	資 産 な し (オ ン ラ イ ン)	-	-	-	-	-	-	33	9,900
法 人 等 所 在 地	15	4,500	15	4,500	0	0	433	129,900	
計		2,530	760,800	829	256,500	387	118,700	51,852	16,087,500

※ 本庁には総合窓口(市民課)、河辺市民サービスセンターには岩見三内連絡所、雄和市民サービスセンターには大正寺連絡所分を各々含む。

※ コンビニ交付およびオンライン申請の件数は、本庁に含む。

事 項	金 額
納 税 証 明	1件につき300円
所 得 ・ 課 税 証 明	1件につき300円。コンビニ交付の場合は200円
土 地 又 は 建 物 に 関 す る 証 明	5筆(棟)以内300円。5筆(棟)を超え、証明書1枚増すごとに100円加算
住 宅 用 家 屋 証 明	1件につき1,200円
そ の 他 の 証 明	1件につき300円

※ 件数については、1年度、1税目又は地方税法施行令第6条の21第1項各号に掲げる事項ごとに1件とする。

14 減免に関する調

(1) 個人市民税の減免の状況

(単位:件、千円)

年 度	30	元	2	3	4
件 数	51	38	72	77	60
税 額	1,232	689	1,487	1,385	1,166

(2) 法人市民税の減免の状況

(単位:件、千円)

年 度	30	元	2	3	4
件 数	298	305	313	307	313
税 額	17,570	17,950	18,540	18,315	18,420

(3) 固定資産税の減免の状況

(単位:件、千円)

年 度	30	元	2	3	4
件 数	1,623	1,444	1,429	1,409	1,367
税 額	54,578	51,387	51,180	48,887	50,291

(4) 軽自動車税(種別割)の減免の状況

(単位:台、千円)

区分	30		元		2		3		4	
	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額
原動機付自転車	3	7	4	8	3	6	3	6	2	4
小型特殊自動車	1	6	0	0	0	0	0	0	1	6
軽 自 動 車	1,249	10,316	1,295	11,104	1,321	11,784	1,323	12,110	1,328	12,569
二輪の小型自動車	0	0	0	0	0	0	1	6	1	6
合 計	1,253	10,329	1,299	11,112	1,324	11,790	1,327	12,122	1,332	12,585

(5) 事業所税の減免の状況

(単位:件、千円)

年 度	30		元		2		3		4	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
資 産 割	23	24,401	24	26,003	24	27,436	25	29,536	26	26,930
従 業 者 割	8	4,255	7	4,125	7	3,764	7	3,535	6	3,266
合 計	31	28,656	31	30,128	31	31,200	32	33,071	32	30,196

15 徴税に関する調

(1) 督促状発送件数

(単位:件)

区分		年度				
		30	元	2	3	4
市 民 税	普通徴収	20,306	20,506	17,276	16,672	15,947
	特別徴収	4,841	4,924	3,716	4,110	4,379
	法人	550	501	434	385	417
	計	25,697	25,931	21,426	21,167	20,743
固定資産税		46,844	46,870	42,126	41,050	40,880
軽自動車税		12,426	11,931	10,183	10,571	9,967
その他		23	20	7	8	13
合計		84,990	84,752	73,742	72,796	71,603

(2) 財産差押の状況(令和4年度)

(単位:件、千円)

種別	区分	繰越差押		差押執行		差押解除		差押中	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
動産		0	0	0	0	0	0	0	0
不動産		406	591,392	18	27,933	24	24,406	400	594,919
自動車		0	0	0	0	0	0	0	0
電話加入権		0	0	0	0	0	0	0	0
債権		79	51,798	820	148,324	768	141,111	131	59,011
合計		485	643,190	838	176,257	792	165,517	531	653,930

(3) 公売の状況

(単位:回、件、円)

種別	区分	30			元			2			3			4		
		回数	件数	金額	回数	件数	金額	回数	件数	金額	回数	件数	金額	回数	件数	金額
動産		2	21	132,501	1	4	35,750	2	3	11,200	0	0	0	0	0	0
不動産		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電話加入権		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
債権その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		2	21	132,501	1	4	35,750	2	3	11,200	0	0	0	0	0	0

(4) 交付要求に関する調

(単位:件、千円)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
交付要求件数	128	162	78	75	106
交付要求金額	56,438	63,018	143,041	49,081	46,652
配 当 件 数	23	28	29	16	14
配 当 金 額	15,309	10,129	6,590	2,809	1,328

(5) 執行停止に関する調

(単位:件、千円)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
件 数	2,597	3,222	4,150	2,825	3,811
金 額	53,257	80,392	74,032	166,006	71,047

(6) 不納欠損額に関する調

(単位:件、千円)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
件 数	5,738	5,840	6,540	6,649	5,554
金 額	107,298	111,436	122,915	115,311	210,017



16 市税口座振替に関する調

(単位:人、円)

税 目	年 度	納税者数(人)	振替者数(人)	口座振替調定額(円)	振替率(%)
市・県民税 (普通徴収)	30	33,232	5,681	1,265,396,694	17.09
	元	33,389	5,380	1,209,482,753	16.11
	2	32,640	5,400	1,303,118,068	16.54
	3	31,184	5,758	1,244,354,863	18.46
	4	33,916	7,197	1,381,058,200	21.22
固定資産税	30	124,188	59,792	7,018,110,780	48.15
	元	124,540	59,422	7,157,603,393	47.71
	2	124,560	59,232	7,279,358,113	47.55
	3	124,511	58,330	7,260,640,767	46.85
	4	124,849	58,307	7,605,127,700	46.70
軽自動車税	30	101,938	11,408	76,585,900	11.19
	元	102,090	11,149	76,788,800	10.92
	2	102,311	10,478	77,671,000	10.24
	3	102,985	11,453	79,510,500	11.12
	4	103,889	10,891	82,073,100	10.48
市 税 合 計	30	259,358	76,881	8,360,093,374	29.64
	元	260,019	75,951	8,443,874,946	29.21
	2	259,511	75,110	8,660,147,181	28.94
	3	258,680	75,541	8,584,506,130	29.20
	4	262,654	76,395	9,068,259,000	29.09
国民健康保険税	30	39,362	11,942	1,929,321,800	30.34
	元	38,902	11,606	1,830,520,700	29.83
	2	39,011	11,550	1,833,449,200	29.61
	3	38,226	11,179	1,784,634,800	29.24
	4	37,218	10,645	1,699,113,700	28.60
合 計	30	298,720	88,823	10,289,415,174	29.73
	元	298,921	87,557	10,274,395,646	29.29
	2	298,522	86,660	10,493,596,381	29.03
	3	296,906	86,720	10,369,140,930	29.21
	4	299,872	87,040	10,767,372,700	29.03

17 譲与税および交付金の概要

(令和5年4月1日現在)

種 目	被譲与団体	譲 与 の 基 準	譲与時期・用途
自動車重量 譲 与 税 (昭和46年12月創設)	市 町 村	(1) 自動車重量税の収入額の1000分の407に相当する額を市町村に対し、その2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を道路面積であん分し譲与する。 (2) 譲与税の算定の基礎となる道路の延長および面積は、道路の種別その他の事情を参酌して所用の補正を加える。 ※自動車重量税は検査自動車および届出軽自動車に対して課税される。エコカー減税により、環境性能の高い自動車等について、新規・継続検査を受ける場合、税を減免する制度が設けられている。	第1期 6月(2月～ 4月) 第2期11月(5月～ 9月) 第3期 3月(10月～ 1月) 用途制限なし
地方揮発油譲与税 (平成21年4月創設) ※旧 地方道路譲与税	都道府県お よび市町村	(1) 地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与する。 (2) 譲与税の100分の58に相当する額を都道府県および指定市に対しその2分の1を一般国道、高速自動車国道および都道府県道の延長で、他の2分の1を道路面積であん分し、譲与する。 (3) 譲与税の100分の42に相当する額を市町村に対しその2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を道路面積であん分し、譲与する。 (4) 譲与税の算定の基礎となる道路の延長および面積には、所要の補正を加える。 ※地方揮発油税の税率は5,200円/キロリットルで、これと揮発油税48,600円と合わせた53,800円/キロリットルがガソリン税となる。	第1期 6月(3月～ 5月) 第2期11月(6月～10月) 第3期 3月(11月～ 2月) 用途制限なし ※用途を地方道路の整備に制限していた地方道路譲与税から用途制限を設けない地方揮発油譲与税に改正
森 林 環 境 譲 与 税 (平成31年4月創設)	都道府県お よび市町村	(1) 森林環境税の収入額の全額に相当する額を譲与する。 (2) 譲与税総額の9割に相当する額は、市町村に対し、その10分の5の額を私有林人工林面積により、10分の2の額を林業就業者数により、10分の3の額を人口によりあん分し譲与する。譲与税総額の1割に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準によりあん分し譲与する。 ※森林環境税は国内に住所を有する個人に対して年額1,000円の税率で課される(個人住民税と併せて賦課徴収)。	第1期 9月(3月～ 8月) 第2期 3月(9月～ 2月) 森林整備に関する費用に充てる。
特別とん譲与税 (昭和32年4月創設)	開 港 所 在 市 町 村	(1) 外国貿易船が開港に入港する場合、とん税と併せて納付する。 (2) 税率は純トン数1トンまでごとに20円(1年分を一括して納付する場合は1トンまでごとに60円)とする。 (3) 特別とん税の収入額に相当する額を開港所在市町村に譲与する。 (4) 一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関の管轄区域に属するときは、当該開港に係る港湾施設の利用状況その他の事情を参酌してあん分率を決定する。	第1期 9月(3月～ 8月) 第2期 3月(9月～ 2月) 用途制限なし
航空機燃料譲与税 (昭和47年4月創設)	空 港 関 係 都 道 府 県 お よ び 市 町 村	(1) 航空機燃料税の収入額の13分の2(H23年度～R2年度は9分の2、R3年度は9分の4、R4年度は13分の4)に相当する額を譲与する。 (2) 航空機燃料譲与税の5分の4に相当する額は、空港関係市町村に対し、その2分の1の額を着陸料の収入額により、2分の1の額を騒音が特に著しい地区内の世帯数によりあん分し譲与する。 残りの5分の1に相当する額は、空港関係都道府県に対し、空港関係市町村と同様の基準によりあん分し譲与する。 ※航空機燃料税は国内線旅客機に積み込まれた航空機燃料1キロリットルにつき26,000円(H23年度～R2年度は18,000円、R3年度は9,000円、R4～R6年度は13,000円)の税率で課される。	第1期 9月(3月～ 8月) 第2期 3月(9月～ 2月) 空港対策に関する費用に充てる。

種 目	被交付団体	交 付 の 基 準	交付時期・使途
利子割交付金 (昭和63年4月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額に、所要の調整を加えた後、政令で定める率(99%)を乗じて得た額の5分の3を、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付する。	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～2月) 使途制限なし
配当割交付金 (平成16年1月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納入された配当割額に相当する額に、政令で定める率(99%)を乗じて得た額の5分の3を、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付する。 ※県民税配当割は上場株式等の支払いを受けるときに係る税で、税率は5%。	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～2月) 使途制限なし
株式等譲渡所得割交付金 (平成16年1月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納入された株式譲渡所得割額に相当する額に、政令で定める率(99%)を乗じて得た額の5分の3を、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付する。 ※株式譲渡所得割とは上場株式等の譲渡による所得に係る税で、税率は5%。	3月(3月～2月) 使途制限なし
法人事業税交付金 (令和元年10月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された法人事業税額に相当する額に、政令で定める率(7.7%)を乗じて得た額を、当該市町村の従業者数であん分して交付する。 ※令和2年度から交付され、令和4年度までのあん分基準は、経過措置による。	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～2月) 使途制限なし
地方消費税交付金 (平成9年4月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された地方消費税の22分の10の額の、2分の1に相当する額を、うち2分の1を市町村の国勢調査の人口で、他の2分の1を市町村の経済センサス基礎調査の従業者数であん分して交付する。 また、当該道府県に納付された地方消費税の22分の12の額の、2分の1に相当する額を、国勢調査の人口であん分し、社会保障財源分として交付する。	第1期 6月(2月～4月) 第2期 9月(5月～7月) 第3期 12月(8月～10月) 第4期 3月(11月～1月) 使途制限なしと 社会保障財源分とに分けて交付される
ゴルフ場利用税交付金 (平成元年4月創設)	ゴルフ場所在 市 町 村	道府県は、当該道府県に納付されたゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額を、ゴルフ場利用税を納入したゴルフ場所在の市町村に交付する。 ※ゴルフ場利用税とはゴルフ場を利用したときにかかるもので、利用者1人1日につき400円から1,200円の課税。(非課税・減額等の措置あり)	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～2月) 使途制限なし
自動車取得税交付金 (昭和43年7月創設～令和元年9月廃止)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された自動車取得税額に、政令で定める率(95%)を乗じて得た額の10分の7に相当する額を、うち2分の1を市町村の道路延長で、他の2分の1を道路面積であん分して交付する。 ※自動車取得税とは、自動車(特殊・二輪を除く)の取得(50万以上)に対して課税される。エコカー減税により、環境性能の高い新車を取得する場合、税を減免する制度が設けられている。	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～3月) ※第3期の3月分は見込額 ※第1期の3月分は見込額との差額 使途制限なし
環境性能割交付金 (令和元年10月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された自動車税環境性能割額のうち徴税费(5%)を除いた43%(R3年度以前は47%)に相当する額を、うち2分の1を市町村の道路延長で、他の2分の1を道路面積であん分して交付する。 ※自動車税環境性能割とは、自動車(特殊・二輪・軽自動車を除く)の取得(50万以上)に対して課税される。	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～3月) ※第3期の3月分は見込額 ※第1期の3月分は見込額との差額 使途制限なし
国有提供施設等所在市町村助成交付金 (昭和32年5月創設)	市 町 村	(1) 国が所有する固定資産のうち、自衛隊使用資産(飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫、通信施設の用に供する土地、建物、工作物)の所在する市町村に対し、毎年3月31日現在の所在状況に応じて交付する。 (2) 交付額(次のイとロの合算額) イ 交付金の総額の10分の7に相当する額を各市町村の交付対象資産の価格の合算額にあん分した額 ロ 交付金の総額の10分の3に相当する額を交付対象資産の種類および用途、当該市町村の財政状況等から総務大臣が必要と認め配分する額	12月 使途制限なし

18 市税の税率等の推移

区分		年度	昭和 25 年 度	昭和 26 年 度
市 民 税	個 人	均 等 割	750円	600円
		所 得 割	18.0%	
	法 人	均 等 割	1,800円	
		法 人 税 割		15%(標準税率12.5%)
固 定 資 産 税		○課税標準の1.6%(標準税率1.6%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 10,000円未満	○課税標準の1.6%(標準税率1.6%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 30,000円未満	
軽 自 動 車 税		自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○三輪車 500円 荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円		
市 た ば こ 消 費 税 (昭和 29 年 ~ 昭和 63 年)				
電 気 ガ ス 税 (~ 昭 和 48 年)		料金の10.0%		
鉦 産 税		鉦物価格の1.0%		
木 材 引 取 税 (~ 平 成 元 年)		素材の山元価格の5.0%		
広 告 税 (~ 昭 和 27 年)		10.0%		
接 客 人 税 (~ 昭 和 27 年)		1人月額100円		

昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
500円		600円			
3万円以下の金額	6.0%	2万円以下の金額	6.0%	2万円以下の金額	4.5%
3万円を超える金額	6.5%	2万円を超える金額	6.5%	2万円を超える金額	4.9%
5万円	7.0%	4万円	7.0%	4万円	5.3%
8万円	8.0%	6万円	7.5%	6万円	5.7%
10万円	8.5%	8万円	8.0%	8万円	6.0%
12万円	9.0%	10万円	8.5%	10万円	6.4%
15万円	9.5%	12万円	9.0%	12万円	6.8%
20万円	10.0%	15万円	9.5%	15万円	7.2%
		20万円	10.0%	20万円	7.5%
		3,000円			
				9.0%(標準税率7.5%)	
		○課税標準の1.9%(標準税率1.6%) ○免税点 土地 10,000円未満 家屋 10,000円未満 償却資産 30,000円未満		○課税標準の1.8%(標準税率1.5%) ○免税点 土地 10,000円未満 家屋 10,000円未満 償却資産 30,000円未満	
自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○三輪車 400円 ○原動機付自転車 500円				自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○原動機付自転車および三輪車 500円	
荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円				荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円	
				たばこ売渡価格の10/115	
		鉱物価格の1.2%			
昭和27年7月廃止					
昭和27年7月廃止					

区分		年度		
		昭和30年度	昭和31年度	
市 民 税	個人	均等割	550円	
		所得割		
	法人	均等割	3,000円	
		法人税割	9.0%(標準税率8.1%)	9.7%(標準税率8.1%)
固定資産税		○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土地 10,000円未満 家屋 10,000円未満 償却資産 50,000円未満	○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土地 10,000円未満 家屋 10,000円未満 償却資産 100,000円未満	
軽自動車税 〔昭和29年～昭和32年〕 自転車荷車税		自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○三輪車 500円 ○原動機付自転車 50cc以下のもの 500円 90cc以下のもの 800円 90ccを超えるもの 1,000円 荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円		
市たばこ消費税		たばこ売渡価格の9.0%		
電気ガス税				
鉱産税		鉱物価格の1.0%		
木材引取税				
入湯税(昭和33年～)				

昭和 32 年 度	昭和 33 年 度	昭和 34 年 度
	400円	
	2万円以下の金額 4.0% 2万円を超える金額 4.6% 4万円 〃 5.2% 6万円 〃 5.7% 8万円 〃 6.0% 10万円 〃 6.4% 12万円 〃 6.8% 15万円 〃 7.2% 20万円 〃 8.2% 30万円 〃 8.7%	
		○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 20,000円未満 家 屋 30,000円未満 償却資産 150,000円未満
	○原動機付自転車 50cc以下のもの 500円 90cc以下のもの 800円 90ccを超えるもの 1,000円 ○軽自動車 二 輪 1,500円 三輪以上 3,000円 農耕作業用 1,000円 ○二輪の小型自動車 2,500円 側車付 4,300円 ○被けん引車 1,000円	
	たばこ売上本数×全国平均小売価格 税率 11.0%	
素材の山元価格の4.0%	素材の山元価格の2.0%	
	1人1日20円	

区 分		年 度		
		昭 和 36 年 度	昭 和 37 年 度	
市 民 税	個 人	均 等 割	400円	
		所 得 割	2万円以下の金額 3.6% 2万円を超える金額 4.2% 4万円 // 4.9% 6万円 // 5.4% 8万円 // 5.8% 10万円 // 6.4% 12万円 // 6.8% 15万円 // 7.2% 20万円 // 8.2% 30万円 // 8.7%	
	法 人	均 等 割	3,000円	
		法 人 税 割	9.7% (標準税率8.1%)	
	固 定 資 産 税			
	軽 自 動 車 税			
	市 た ば こ 消 費 税			税率 12.0%
	電 気 ガ ス 税		○料金の10.0% ○免税点 300円以下	○料金の9.0% ○免税点 300円以下
	鉦 産 税		鉦物価格の1.0%	鉦物価格の1.0% (ただし、鉦物価格が200万円以下は0.7%)
	木 材 引 取 税			
入 湯 税				

昭和 38 年 度		昭和 39 年 度		昭和 40 年 度	
2万円以下の金額	3.1%	2万円以下の金額	3.0%	15万円以下の金額	3.0%
2万円を超える金額	3.7%	2万円を超える金額	3.5%	15万円を超える金額	4.5%
4万円	4.5%	4万円	4.0%	40万円	6.0%
6万円	5.0%	6万円	5.0%	70万円	7.5%
8万円	5.5%	8万円	5.5%	100万円	9.0%
10万円	6.1%	10万円	6.0%	150万円	10.5%
12万円	6.6%	12万円	6.5%	250万円	12.0%
15万円	7.0%	15万円	7.0%	400万円	13.5%
20万円	8.1%	20万円	7.5%	600万円	15.0%
30万円	8.6%	30万円	8.0%	1,000万円	16.5%
		50万円	9.0%	2,000万円	18.0%
		70万円	10.0%	3,000万円	19.5%
		100万円	11.0%	5,000万円	21.0%
		150万円	12.0%		
		250万円	13.0%		
		400万円	14.0%		
		600万円	15.0%		
		1,000万円	16.0%		
		1,500万円	17.0%		
		2,500万円	18.0%		
				10.1% (標準税率8.4%)	
				○原動機付自転車	
				50cc以下のもの	500円
				90cc以下のもの	800円
				125cc以下のもの	1,000円
				○軽自動車	
				二輪のもの(側車付を含む)	1,500円
				三輪のもの	2,000円
				四輪以上のもの	乗用 4,500円 貨物用 2,500円
				○小型特殊自動車	
				農耕作業用	1,000円
				その他のもの	3,000円
				○二輪の小型自動車	2,500円
税率 13.4%		税率 15.0%			
○料金の8.0%		○料金の7.0%		○料金の7.0%	
○免税点 300円以下		○免税点 300円以下		○免税点 電気400円以下 ガス500円以下	

区 分		年 度			
		昭 和 41 年 度	昭 和 42 年 度	昭 和 43 年 度	
市 民 税	個 人	均 等 割			
		所 得 割			
	法 人	均 等 割		資本金が1,000万円以上 7,000円 その他 4,000円	
		法 人 税 割	10.7%(標準税率8.9%)		
固 定 資 産 税		○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 80,000円未満 家 屋 50,000円未満 償却資産 300,000円未満			
軽 自 動 車 税					
市たばこ消費税			税率 18.1%		
電 気 ガ ス 税				○料金の7.0% ○免税点 電気 400円以下 ガス 800円以下	
鉦 産 税					
木 材 引 取 税					
入 湯 税		入湯客1人1日について 日帰り10円 宿泊20円			

昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
15万円以下の金額	2.8%	15万円以下の金額	2.4%	15万円以下の金額	2.0%		
15万円を超える金額	4.2%	15万円を超える金額	3.6%	15万円を超える金額	3.0%		
40万円	" 5.6%	40万円	" 4.8%	40万円	" 4.0%		
70万円	" 7.0%	70万円	" 6.0%	70万円	" 5.0%		
100万円	" 8.4%	100万円	" 7.2%	100万円	" 6.0%		
150万円	" 9.8%	150万円	" 8.4%	150万円	" 7.0%		
250万円	" 11.2%	250万円	" 9.6%	250万円	" 8.0%		
400万円	" 12.6%	400万円	" 10.8%	400万円	" 9.0%		
600万円	" 14.0%	600万円	" 12.0%	600万円	" 10.0%		
1,000万円	" 16.5%	1,000万円	" 13.2%	1,000万円	" 11.0%		
2,000万円	" 16.8%	2,000万円	" 14.4%	2,000万円	" 12.0%		
3,000万円	" 18.2%	3,000万円	" 15.6%	3,000万円	" 13.0%		
5,000万円	" 19.6%	5,000万円	" 16.8%	5,000万円	" 14.0%		
		10.7% (標準税率9.1%)					
○料金の7.0%		○料金の7.0%		○料金の7.0%		○料金の7.0%	
○免税点 電気 500円以下		○免税点 電気 600円以下		○免税点 電気 700円以下		○免税点 電気800円以下	
ガス 1,000円以下		ガス 1,200円以下		ガス 1,400円以下		ガス 1,600円以下	
				入湯客1人1日について			
				日帰り20円 宿泊40円			

区 分		年 度		
		昭 和 48 年 度	昭 和 49 年 度	
市 民 税	個	均 等 割		
		所 得 割	30万円以下の金額 2.0% 30万円を超える金額 3.0% 50万円 " 4.0% 80万円 " 5.0% 110万円 " 6.0% 150万円 " 7.0% 250万円 " 8.0% 400万円 " 9.0% 600万円 " 10.0% 1,000万円 " 11.0% 2,000万円 " 12.0% 3,000万円 " 13.0% 5,000万円 " 14.0%	
	法 人	均 等 割		
		法 人 税 割	14.5%(標準税率12.1%)	
	固 定 資 産 税		○課税標準の1.65%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 150,000円未満 家 屋 80,000円未満 償却資産 1,000,000円未満	○課税標準の1.6%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 150,000円未満 家 屋 80,000円未満 償却資産 1,000,000円未満
	軽 自 動 車 税			
	市 た ば こ 消 費 税			
	電 気 ガ ス 税 (~ 昭 和 48 年)		○料金の6.0%	
	電 気 税 ・ ガ ス 税 (昭 和 49 年 ~ 平 成 元 年)		○免税点 電気 1,000円以下 ガス 2,100円以下	料金の6.0% ○免税点 1,200円以下 料金の5.0% ○免税点 2,700円以下
	鉱 産 税			
木 材 引 取 税				
特 別 土 地 保 有 税 (昭 和 49 年 ~)			○土地の取得価格の1.4%(保有)、3%(取得) ○免税点 5,000㎡未満	
入 湯 税				

昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度																
	1,200円																	
	○資本金が1億円を超え従業員数が100人を超えるもの 40,000円 ○資本金が1億円を超え従業員数が100人以下のもの 20,000円 および資本金が1千万円を超え1億円以下のもの ○資本金が1千万円以下のもの 12,000円																	
	○原動機付自転車 50cc以下のもの 650円 90cc以下のもの 1,000円 125cc以下のもの 1,300円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む) 2,000円 三輪のもの 2,600円 四輪以上のもの <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">乗用</td> <td style="vertical-align: middle;">営業用</td> <td style="text-align: right;">5,200円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">自家用</td> <td style="text-align: right;">5,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">貨物用</td> <td style="vertical-align: middle;">営業用</td> <td style="text-align: right;">2,900円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">自家用</td> <td style="text-align: right;">3,300円</td> </tr> </table> ※公害規制適合者の場合のみ2年間 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="vertical-align: middle;">乗用</td> <td style="text-align: right;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">貨物用</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> </tr> </table> ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,300円 その他のもの 3,900円 ○二輪の小型自動車 3,300円	{	乗用	営業用	5,200円	自家用	5,900円	貨物用	営業用	2,900円	自家用	3,300円	{	乗用	4,500円	貨物用	2,500円	
{	乗用			営業用	5,200円													
			自家用	5,900円														
	貨物用		営業用	2,900円														
		自家用	3,300円															
{	乗用	4,500円																
	貨物用	2,500円																
料金の5.0% ○免税点 2,000円以下 料金の3.0% ○免税点 4,000円以下		料金の5.0% ○免税点 2,400円以下 料金の2.0% ○免税点 4,800円以下																
1人1日について 日帰り50円 宿泊100円		日帰り50(75)円 宿泊100(150)円 注()内の税率は53年1月1日から適用																

区 分		年 度			
		昭 和 53 年 度		昭 和 54 年 度	
市 民	個 人	均 等 割			
		所 得 割			
税 法	均 等 割	○資本金等が50億円を超え従業者数が100人を超えるもの 1,000千円			
		○資本金等が10億円を超え50億円以下で従業者数が100人を超えるもの 560千円			
人	均 等 割	○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が100人を超えるものおよび資本金等が10億円を超え従業者数が100人以下のもの 134千円			
		○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が100人以下のものおよび資本金等が1千万円を超え1億円以下のもの 40千円			
	法人税割	○資本金等が1千万円以下のもの 13千円			
固 定 資 産 税					
軽 自 動 車 税	○原動機付自転車	50cc以下のもの 650円		○原動機付自転車	50cc以下のもの 700円
		90cc以下のもの 1,000円		90cc以下のもの 1,100円	
		125cc以下のもの 1,300円		125cc以下のもの 1,450円	
	○軽自動車	二輪のもの(側車付を含む) 2,000円		○軽自動車	二輪のもの(側車付を含む。) 2,200円
		三輪のもの 2,600円		三輪のもの 2,850円	
	四輪以上 のもの	乗用 { 営業用 5,200円 自家用 5,900円 貨物用 { 営業用 2,900円 自家用 3,300円		四輪以上 { 乗用 { 営業用 5,200円 自家用 6,500円 貨物用 { 営業用 2,900円 自家用 3,650円	
	○小型特殊自動車	農耕作業用 1,300円		雪上車 2,400円	
		その他のもの 3,900円		○小型特殊自動車	農耕作業用 1,450円
	○二輪の小型自動車	3,300円		その他のもの 4,300円	
				○二輪の小型自動車	3,650円
市たばこ消費税					
電 気 税					
ガ ス 税		料金の2.0% ○免税点 6,000円以下		料金の2.0% ○免税点 7,000円以下	
鉦 産 税					
木 材 引 取 税					
特別土地保有税					
入 湯 税					

昭 和 55 年 度	昭和56年度	昭 和 57 年 度
1,500円		
30万円以下の金額 2.0%		
30万円を超える金額 3.0%		
45万円 " 4.0%		
75万円 " 5.0%		
100万円 " 6.0%		
130万円 " 7.0%		
230万円 " 8.0%		
370万円 " 9.0%		
570万円 " 10.0%		
950万円 " 11.0%		
1,900万円 " 12.0%		
2,900万円 " 13.0%		
4,900万円 " 14.0%		
	14.7% (標準税率12.3%)	
料金の5.0%		
○免税点 3,600円以下		
料金の2.0%		料金の2.0%
○免税点10,000円以下		○免税点12,000円以下

区 分		年 度		
		昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	
市 民 税	個 人	均 等 割		
		所 得 割		
	法 人	均 等 割	○資本金等が50億円を超え従業者数が50人を超えるもの 1,500千円 ○資本金等が10億円を超え50億円以下で従業者数が50人を超えるもの 1,000千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が50人を超えるものおよび資本金等が10億円を超え従業者数が50人以下のもの 270千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が50人以下のものおよび資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業者数が50人を超えるもの 100千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業者数が50人以下のものおよび資本金等が1千万円以下で従業者数が50人を超えるもの 80千円 ○上記に掲げる法人以外 27千円	○資本金等が50億円を超え従業者数が50人を超えるもの 3,600千円 ○資本金等が10億円を超え50億円以下で従業者数が50人を超えるもの 2,100千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が50人を超えるものおよび資本金等が10億円を超え従業者数が50人以下のもの 480千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が50人以下のものおよび資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業者数が50人を超えるもの 180千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業者数が50人以下のものおよび資本金等が1千万円以下で従業者数が50人を超えるもの 144千円 ○上記に掲げる法人以外 48千円
		法 人 税 割		
固 定 資 産 税				
軽 自 動 車 税			○原動機付自転車 50cc以下のもの 1,000円 90cc以下のもの 1,200円 125cc以下のもの 1,600円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む) 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上 { 乗用 { 営業用 5,500円 { 貨物用 { 自家用 7,200円 { 営業用 3,000円 { 自家用 4,000円 雪上車 2,400円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円	
市たばこ消費税				
電 気 税				
ガ ス 税				
鉱 産 税				
木 材 引 取 税				
特別土地保有税				
入 湯 税				

昭 和 60 年 度		昭 和 61 年 度															
2,000円																	
20万円以下の金額	2.5%																
20万円を超える金額	3.0%																
45万円 〃	4.0%																
70万円 〃	5.0%																
95万円 〃	6.0%																
120万円 〃	7.0%																
220万円 〃	8.0%																
370万円 〃	9.0%																
570万円 〃	10.0%																
950万円 〃	11.0%																
1,900万円 〃	12.0%																
2,900万円 〃	13.0%																
4,900万円 〃	14.0%																
○原動機付自転車																	
50cc以下のもの	1,000円																
90cc以下のもの	1,200円																
125cc以下のもの	1,600円																
三輪以上の50cc以下のもの	2,500円																
○軽自動車																	
二輪のもの(側車付を含む。)	2,400円																
三輪のもの	3,100円																
四輪以上	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">{</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td rowspan="2">{</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">{</td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td rowspan="2">{</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	{	乗用	{	営業用	5,500円	自家用	7,200円	{	貨物用	{	営業用	3,000円	自家用	4,000円		
{					乗用	{	営業用	5,500円									
		自家用	7,200円														
{		貨物用	{	営業用	3,000円												
	自家用			4,000円													
のもの	4,000円																
雪上車	2,400円																
○小型特殊自動車																	
農耕作業用	1,600円																
その他のもの	4,700円																
○二輪の小型自動車	4,000円																
4月のみ たばこ売上本数×全国平均小売価格 税率18.1%		※ 従量割については昭和61年5月1日から															
従価割 従量割		従価割 従量割															
5月から (小売定価×14.3/100)+(千本につき350円)		(小売定価×14.3/100)+(千本につき350円) (千本につき640円)															

年度		昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度
区 分			
市 民 税	均 等 割		
	所 得 割		60万円以下の金額 3.0%
			60万円を超える金額 5.0%
			130万円 " 7.0%
			260万円 " 8.0%
			460万円 " 10.0%
法 人	均 等 割		950万円 " 11.0%
	法 人 税 割		1,900万円 " 12.0%
固 定 資 産 税			
軽 自 動 車 税			
市たばこ消費税 (～平成元年)		※ 従量割については昭和63年3月31日まで 従価割 従量割	※ 従量割については平成元年3月31日まで(千本につき640円) 従価割 従量割
市たばこ税 (平成元年～)		(小売定価×14.3/100)+(千本につき350円) (千本につき640円)	(小売定価×14.3/100)+(千本につき350円)
電 気 税 (～平成元年)			
ガ ス 税 (～平成元年)			
鉱 産 税			
木 材 引 取 税 (～平成元年)			
特 別 土 地 保 有 税			
入 湯 税			
事 業 所 税 (平成3年7月～)			

平成元年度	平成3年度
120万円以下の金額 3.0% 120万円を超える金額 8.0% 500万円 " 11.0%	160万円以下の金額 3.0% 160万円を超える金額 8.0% 550万円 " 11.0%
	○課税標準の1.6%(標準税率1.4%) ○免税点 土地 300,000円未満 家屋 200,000円未満 償却資産 1,500,000円未満
	○原動機付自転車 50cc以下のもの 1,000円 90cc以下のもの 1,200円 125cc以下のもの 1,600円 ミニカー(三輪以上) 2,500円 屋根付三輪 1,000円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む。) 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上のもの { 乗用 { 営業用 5,500円 { 自家用 7,200円 { 貨物用 { 営業用 3,000円 { 自家用 4,000円 雪上車 2,400円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円
売渡本数千本につき 1,997円 (旧3級品たばこは千本につき 948円)	
平成元年4月廃止	/
平成元年4月廃止	/
平成元年4月廃止	/
/	○事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1㎡当たり600円 従業者割 従業者給与総額の0.25% ○新增設に係る事業所税 1㎡当たり6,000円

区 分		年 度		
		平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	平 成 8 年 度
市 民 税	均 等 割			2,500円
	個 所 得 割		200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金巻 8.0% 700万円 " 11.0%	
	法 均 等 割	○資本金等が50億円を超え従業員数が50人を超えるもの 3,600千円 ○資本金等が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超えるもの 2,100千円 ○資本金等が10億円を超え従業員数が50人以下のもの 492千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人を超えるもの 480千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下のもの 192千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を超えるもの 180千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下のもの 156千円 ○資本金等が1千万円以下で従業員数が50人を超えるもの 144千円 ○資本金等が1千万円以下で従業員数が50人以下のもの 60千円		
	人 法 人 税 割			
	固 定 資 産 税			
軽 自 動 車 税				
市 た ば こ 税				
鉦 産 税				
特 別 土 地 保 有 税				
入 湯 税				
事 業 所 税				

平成 9 年 度	平成 11 年 度	平成 15 年 度
200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 " 12.0%	200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 " 10.0%	
○原動機付自転車 50cc以下のもの 1,000円 90cc以下のもの 1,200円 125cc以下のもの 1,600円 ミニカー(三輪以上) 2,500円 屋根付三輪 1,000円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む。) 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上 { 乗用 { 営業用 5,500円 のもの { 自家用 7,200円 { 貨物用 { 営業用 3,000円 { 自家用 4,000円 雪上車 2,400円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円	○原動機付自転車 50cc以下のもの 1,000円 90cc以下のもの 1,200円 125cc以下のもの 1,600円 ミニカー(三輪以上) 2,500円 屋根付三輪 1,000円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む。) 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上 { 乗用 { 営業用 5,500円 のもの { 自家用 7,200円 { 貨物用 { 営業用 3,000円 { 自家用 4,000円 雪上車 2,400円 被けん引車 2,400円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円	
売渡本数千本につき2,434円 (旧3級品たばこは千本につき1,155円)	平成11年5月1日から 売渡本数千本につき2,668円 (旧3級品たばこは千本につき1,266円)	平成15年7月1日から 売渡本数千本につき2,977円 (旧3級品たばこは千本につき1,412円)
		課税停止
		○資産割 事業所床面積1㎡当たり600円 ○従業者割 従業者給与総額の0.25% (新增設に係る事業所税は廃止)

区分		年度	平成 16 年 度	平成 17 年 度
		※市町合併に伴う不均一課税・課税免除		
市 民 税	個人	均等割	3,000円	夫と生計を一にする妻の均等割課税 経過措置により1/2課税
		所得割		配偶者特別控除の上乗せ部分の控除廃止
	法人	均等割	○法人市民税 市町合併期日の前日(平成17年1月10日)時点で、 旧河辺町・旧雄和町のいずれかにのみ事務所・事 業所等を有する法人について、平成20年3月31日 までに終了する事業年度分について、法人市民 税均等割・法人税割の税率を標準税率とする。 旧河辺・雄和町 平成20年4月1日以降均等割は、標準税率→制限 税率(1.2倍) 税割は、標準税率(12.3%)→制限税 率(14.7%)	
		法人税割		
固定資産税		○固定資産税 旧河辺町・旧雄和町の区域について、税率を平成 17年度は1.4%、平成18年度から平成20年度までは 1.5%、平成21年度から1.6%とする。		
軽自動車税				
市たばこ税				
鉦産税				
特別土地保有税				
入湯税				
事業所税		○事業所税 旧河辺町・旧雄和町の区域に所在する事務所等 については、平成20年3月31日までに終了する事 業年度分の法人の事業および平成19年までの年 分の個人の事業を課税免除とする。		

平成 18 年 度	平成 19 年 度
夫と生計を一にする妻の均等割課税 65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により1/3課税	65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により2/3課税
65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により1/3課税 老年者控除の廃止 年金所得課税の見直し(65歳以上の年金所得の所得算出 方法の変更) 定率減税の縮減(1/2)	一律6%課税 65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により2/3課税 定率減税の廃止
平成18年7月1日から 売渡本数千本につき3,298円 (旧3級品たばこは千本につき1,564円)	

区 分		年 度	
		平 成 20 年 度	平 成 22 年 度
市 民 税	個 均 等 割	65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置の廃止	
	所 得 割	65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置の廃止	
	法 均 等 割		
	人 法 人 税 割		
固定資産税			
軽自動車税			
市たばこ税			平成22年10月1日から 売渡本数千本につき4,618円 (旧3級品たばこは千本につき2,190円)
鉦 産 税			
特別土地保有税			
入 湯 税			
事業所税			

平成 25 年 度	平成 26 年 度
	3,500円(「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、500円加算)
	平成26年10月1日より開始する事業年度より12.1%(標準税率9.7%)
平成25年4月1日から 売渡本数千本につき5,262円 (旧3級品たばこは千本につき2,495円)	

年度		平成 27 年度	平成 28 年度																																																																																																																							
区分	個人																																																																																																																									
	均等割		均等割軽減制度廃止 ①均等割を負う配偶者又は扶養親族/100円軽減。 ②均等割を負う配偶者又は扶養親族を2人以上有する納税義務者/200円軽減																																																																																																																							
	所得割																																																																																																																									
	均等割																																																																																																																									
市	均等割																																																																																																																									
	所得割																																																																																																																									
人	均等割																																																																																																																									
	所得割																																																																																																																									
法	均等割																																																																																																																									
	所得割																																																																																																																									
税	均等割																																																																																																																									
	所得割																																																																																																																									
固定資産税																																																																																																																										
軽自動車税	<p>○原動機付自転車 50cc以下のもの 1,000円 90cc以下のもの 1,200円 125cc以下のもの 1,600円 ミニカー(三輪以上) 2,500円 屋根付三輪 1,000円</p> <p>○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む。) 2,400円 三輪のもの 3,100円</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td rowspan="2">営業用</td> <td>現行税率</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">自家用</td> <td>現行税率</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">貨物</td> <td rowspan="2">営業用</td> <td>現行税率</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">自家用</td> <td>現行税率</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> <p>※平成27年4月1日に最初の新規検査を受けた車両は新税率を適用</p> <p>雪上車 2,400円 被けん引車 2,400円</p> <p>○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円</p> <p>○二輪の小型自動車 4,000円</p>	四輪以上	乗用	営業用	現行税率	3,900円	新税率	5,500円			自家用	現行税率	6,900円	新税率	7,200円		貨物	営業用	現行税率	10,800円	新税率	3,800円			自家用	現行税率	4,000円	新税率	5,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原動機付自転車</td> <td>50cc以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー(三輪以上)</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>屋根付三輪</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">軽自動車</td> <td>二輪のもの(側車付を含む。)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪のもの</td> <td>旧税率</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td rowspan="2">営業用</td> <td>旧税率</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自家用</td> <td>旧税率</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貨物</td> <td>営業用</td> <td>旧税率</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新税率</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>旧税率</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新税率</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>雪上車</td> <td></td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>被けん引車</td> <td></td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td></td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>旧税率:平成27年3月31日までの新規登録車に適用(重課税率適用まで) 新税率:平成27年4月1日以後の新規登録車に適用(重課税率適用まで) 重課税率:新規登録から13年を経過した車両に適用</p> <p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td>三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減)</p> <p>(イ)乗用:平成32年度燃費基準+20%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車</p> <p>(ウ)乗用:平成32年度燃費基準達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>※(イ)および(ウ)は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る</p>	車種区分		税率	原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000円	90cc以下のもの	2,000円	125cc以下のもの	2,400円	ミニカー(三輪以上)	3,700円	屋根付三輪	2,000円	軽自動車	二輪のもの(側車付を含む。)	3,600円	三輪のもの	旧税率	3,100円	新税率	3,900円	四輪以上のもの	乗用	営業用	旧税率	5,500円	新税率	6,900円	自家用	旧税率	7,200円	新税率	10,800円	貨物	営業用	旧税率	3,800円		新税率	4,500円	自家用	旧税率	4,000円			新税率	5,000円	雪上車		3,600円	被けん引車		3,600円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円		その他のもの	5,900円	二輪の小型自動車		6,000円	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
四輪以上	乗用				営業用	現行税率	3,900円																																																																																																																			
		新税率	5,500円																																																																																																																							
		自家用	現行税率	6,900円																																																																																																																						
			新税率	7,200円																																																																																																																						
	貨物	営業用	現行税率	10,800円																																																																																																																						
			新税率	3,800円																																																																																																																						
		自家用	現行税率	4,000円																																																																																																																						
			新税率	5,000円																																																																																																																						
車種区分		税率																																																																																																																								
原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000円																																																																																																																								
	90cc以下のもの	2,000円																																																																																																																								
	125cc以下のもの	2,400円																																																																																																																								
	ミニカー(三輪以上)	3,700円																																																																																																																								
	屋根付三輪	2,000円																																																																																																																								
軽自動車	二輪のもの(側車付を含む。)	3,600円																																																																																																																								
	三輪のもの	旧税率	3,100円																																																																																																																							
		新税率	3,900円																																																																																																																							
	四輪以上のもの	乗用	営業用	旧税率	5,500円																																																																																																																					
				新税率	6,900円																																																																																																																					
		自家用	旧税率	7,200円																																																																																																																						
			新税率	10,800円																																																																																																																						
		貨物	営業用	旧税率	3,800円																																																																																																																					
				新税率	4,500円																																																																																																																					
	自家用		旧税率	4,000円																																																																																																																						
			新税率	5,000円																																																																																																																						
	雪上車		3,600円																																																																																																																							
	被けん引車		3,600円																																																																																																																							
	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円																																																																																																																							
		その他のもの	5,900円																																																																																																																							
二輪の小型自動車		6,000円																																																																																																																								
車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																																																																																						
軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																																																						
	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																																				
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																																																																																				
		貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																																																																																				
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																																																																																				
市たばこ税		平成28年4月1日から 旧3級品たばこは千本につき2,925円 手持品課税は旧3級品所持本数千本につき430円																																																																																																																								
鉱産税																																																																																																																										
特別土地保有税																																																																																																																										
入湯税																																																																																																																										
事業所税																																																																																																																										

平成29年度				平成30年度																																																															
<p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上のもの</td> <td>乗用</td> <td>営業用 1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減) (イ)乗用:平成32年度燃費基準+20%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用:平成32年度燃費基準達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る</p>				車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用	営業用 1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	<p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上のもの</td> <td>乗用</td> <td>営業用 1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)乗用:平成32年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用:平成32年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>				車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用	営業用 1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)																																																														
軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円																																																														
	四輪以上のもの	乗用	営業用 1,800円	3,500円	5,200円																																																														
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																														
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																														
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																														
	車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)																																																													
軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円																																																														
	四輪以上のもの	乗用	営業用 1,800円	3,500円	5,200円																																																														
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																														
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																														
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																														
	平成29年4月1日から 旧3級品たばこは千本につき3,355円				一般品:売渡本数千本につき 5,262円(平成30年10月1日から5,692円) 旧3級品:売渡本数千本につき 4,000円 手持品課税 一般品:所持本数千本につき 430円(平成30年10月1日実施) 旧3級品:所持本数千本につき 645円(平成30年4月1日実施)																																																														

年度		令和元年度	令和2年度																																																						
区分	個人																																																								
	均等割																																																								
	所得割																																																								
	法人税割	令和元年10月1日から開始する事業年度から8.4%(標準税率6.0%)																																																							
固定資産税																																																									
種別割	軽自動車	<p>※令和元年10月1日から軽自動車税種別割に名称変更(令和元年度は軽自動車税として課税)</p> <p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>貨物 営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円	貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円	<p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>貨物 営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円	貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																				
軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円																																																					
	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																				
		乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																				
		貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																				
貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																						
車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																					
軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円																																																					
	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																				
		乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																				
		貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																				
貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																						
環境性能割	<p>※令和元年10月1日から創設 取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>軽自動車</th> <th>自家用 営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車</td> <td>(ア)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ハイブリット車含む)</td> <td>(イ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>LPG車</td> <td>(ウ)</td> <td>1.0% 0.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(エ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)令和2年度燃費基準+20%達成車 (イ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+20%達成車 (ウ)乗用:令和2年度燃費基準達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 (エ)平成27年度燃費基準+10%達成車 ※(ア)から(エ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p> <p>○臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を購入する場合等に限り、税率1%分を軽減</p>	区分	税率		軽自動車	自家用 営業用	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税	ガソリン車	(ア)		(ハイブリット車含む)	(イ)		LPG車	(ウ)	1.0% 0.5%		(エ)	1.0%	上記以外		2.0%	<p>○臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に自家用乗用車を購入する場合等に限り、税率1%分を軽減</p>																																
区分	税率																																																								
	軽自動車	自家用 営業用																																																							
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税																																																							
ガソリン車	(ア)																																																								
(ハイブリット車含む)	(イ)																																																								
LPG車	(ウ)	1.0% 0.5%																																																							
	(エ)	1.0%																																																							
上記以外		2.0%																																																							
市たばこ税	旧3級品:令和元年10月1日から売渡本数千本につき 5,692円 手持品課税 旧3級品:所持本数千本につき 1,692円(令和元年10月1日実施)	令和2年10月1日から売渡本数千本につき 6,122円 手持品課税 所持本数千本につき 430円(令和2年10月1日実施)																																																							
鉱産税																																																									
特別土地保有税																																																									
入湯税																																																									
事業所税																																																									

令和3年度		令和4年度																																																											
<p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td rowspan="2">三輪のもの</td> <td>乗用</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪以上のもの</td> <td>乗用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>		車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	乗用	1,000円	2,000円	3,000円	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	四輪以上のもの	乗用	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	貨物	1,300円	2,500円	3,800円	<p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td rowspan="2">三輪のもの</td> <td>乗用</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪以上のもの</td> <td>乗用</td> <td>2,700円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>1,300円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) (ウ)令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>		車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	乗用	1,000円	2,000円	3,000円	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	四輪以上のもの	乗用	2,700円	—	—	営業用	1,000円	—	—	貨物	1,300円	—	—
車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)																																																								
軽自動車	三輪のもの	乗用	1,000円	2,000円	3,000円																																																								
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																								
	四輪以上のもの	乗用	2,700円	5,400円	8,100円																																																								
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																								
		貨物	1,300円	2,500円	3,800円																																																								
車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)																																																								
軽自動車	三輪のもの	乗用	1,000円	2,000円	3,000円																																																								
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																								
	四輪以上のもの	乗用	2,700円	—	—																																																								
		営業用	1,000円	—	—																																																								
		貨物	1,300円	—	—																																																								
<p>取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>軽自動車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車</td> <td>(ア)</td> <td>(イ)</td> </tr> <tr> <td>(ハイブリット車含む)</td> <td>(イ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>LPG車</td> <td>(ウ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)乗用:令和12年度燃費基準75%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準125%達成車 (イ)乗用:令和12年度燃費基準60%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準120%達成車 (ウ)乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物:平成27年度燃費基準115%達成車 ※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p> <p>○臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に自家用乗用車を購入する場合等に限り、税率1%分を軽減</p> <p>令和3年10月1日から売渡本数千本につき 6,552円 手持品課税 所持本数千本につき 430円(令和3年10月1日実施)</p>		区分	税率		軽自動車	乗用車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税	ガソリン車	(ア)	(イ)	(ハイブリット車含む)	(イ)	1.0%	LPG車	(ウ)	1.0%	上記以外	2.0%	2.0%	<p>取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>軽自動車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車</td> <td>(ア)</td> <td>(イ)</td> </tr> <tr> <td>(ハイブリット車含む)</td> <td>(イ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>LPG車</td> <td>(ウ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)乗用:令和12年度燃費基準75%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準125%達成車 (イ)乗用:令和12年度燃費基準60%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準120%達成車 (ウ)乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物:平成27年度燃費基準115%達成車 ※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>		区分	税率		軽自動車	乗用車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税	ガソリン車	(ア)	(イ)	(ハイブリット車含む)	(イ)	1.0%	LPG車	(ウ)	1.0%	上記以外	2.0%	2.0%																		
区分	税率																																																												
	軽自動車	乗用車																																																											
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税																																																											
ガソリン車	(ア)	(イ)																																																											
(ハイブリット車含む)	(イ)	1.0%																																																											
LPG車	(ウ)	1.0%																																																											
上記以外	2.0%	2.0%																																																											
区分	税率																																																												
	軽自動車	乗用車																																																											
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税																																																											
ガソリン車	(ア)	(イ)																																																											
(ハイブリット車含む)	(イ)	1.0%																																																											
LPG車	(ウ)	1.0%																																																											
上記以外	2.0%	2.0%																																																											

年度		令和5年度																														
区分	個人	均等割																														
	個人	所得割																														
	法人	均等割																														
		法人税割																														
固定資産税																																
種別割	軽自動車	<p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上)</p> <p>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>2,700円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</p> <p>(イ)令和12年度燃費基準90%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車 (三輪のものは乗用営業用に限る)</p> <p>(ウ)令和12年度燃費基準70%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車 (三輪のものは乗用営業用に限る)</p> <p>※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>		車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	軽自動車	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	乗用 自家用	2,700円	—	—	貨物	営業用	1,000円	—	—	自家用	1,300円	—	—
		車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																										
三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円																												
軽自動車	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																											
		乗用 自家用	2,700円	—	—																											
	貨物	営業用	1,000円	—	—																											
		自家用	1,300円	—	—																											
環境性能割	<p>※ ただし、令和6年1月1日以降取得分からガソリン車(ハイブリット車含む)・LPG車の税率区分に係る燃費基準に改正あり</p>																															
市たばこ税																																
鉱産税																																
特別土地保有税																																
入湯税																																
事業所税																																

19 電算化に関する調

(1) 導入経過

- 昭和43年度 外部委託による電算処理の開始
 昭和62年度 個人市民税、法人市民税、固定資産税および軽自動車税の賦課事務バッチ処理の実施
 平成元年度 個人市民税、固定資産税および軽自動車税の収納消込バッチ処理の実施
 税オンラインシステムによる検索および各種証明書の発行
 平成4年度 軽自動車税異動処理オンラインシステムの実施
 光ファイルシステムによる過年度分固定資産税台帳および名寄帳データ管理の実施
 (本体1台、端末1台、スキャナ2台、プリンター1台導入)
 平成6年度 個人市民税および法人市民税異動処理オンラインシステムの実施
 平成8年度 収納支援システムの実施(本体1台、端末4台、プリンター2台導入)
 光ファイルシステムによる個人住民税の過年度課税データ管理の実施
 (本体1台、端末2台、プリンター1台導入)
 平成9年度 収納支援システム端末機等増設(端末6台、プリンター1台)
 複合光ファイルシステムによる過年度分固定資産税台帳および名寄帳データ管理の実施
 (本体1台、端末4台、プリンター2台導入)
 平成14年度 収納支援システム更新(本体1台、端末28台、プリンター6台、中間サーバー1台)
 平成15年度 収納オンラインシステムの実施
 平成17年度 地理情報システム構築事業開始(平成21年度まで)
 平成18年度 収納支援システム更新(本体1台、端末33台、プリンター8台、サーバー2台)
 平成19年度 電子申告(eLTAX)の利用開始
 平成22年度 国税連携システム導入(本体1台、スキャナー1台)
 平成23年度 収納支援システム更新(端末34台、プリンター6台、サーバー2台)
 平成28年度 滞納整理支援システム導入(端末37台、プリンター6台、サーバー1台)
 令和3年度 基幹系システム更新、申告支援システム導入、申告用端末導入(端末13台)
 滞納整理支援システム導入(端末30台、プリンター4台)
 令和5年度 基幹系システム端末導入(端末11台)(令和5年6月1日:資産税課)

(2) 導入機器の推移

- 昭和62年度 NEC ACOS-450
 平成2年度 NEC ACOS-3400
 平成6年度 NEC ACOS-3500
 平成10年度 NEC ACOS-PX7600/12SV
 NEC MA23C(Mate NX)
 平成14年度 NEC ACOS i-PX7600/116
 NEC MA12H(Mate)
 平成18年度 NEC ACOS i-PX/S162
 NEC MY26X
 平成23年度 NEC Express5800/R120b-2
 NEC MK31L (Mate)
 平成28年度 NEC MA-N (Mate)
 令和元年度 NEC MK27E (Mate)
 令和3年度 NEC MKE32 (Mate)、NEC VX-9 (VersaPro)
 令和5年度 NEC VKT44X-C (VersaPro)(令和5年6月1日:資産税課)

(3) 端末機等の設置台数の推移

年度	市民税課		資産税課		納税課		特別滞納整理課	
	端末台数	プリンター	端末台数	プリンター	端末台数	プリンター	端末台数	プリンター
13	16	6	12	4	6	3	—	—
14	16	6	12	4	6	3	—	—
15	16	6	12	4	11	4	—	—
16	16	6	12	4	11	4	—	—
17	16	6	12	4	11	4	—	—
18	16	6	12	4	11	4	—	—
19	16	6	14	4	11	4	—	—
20	16	6	16	4	11	4	—	—
21	19	6	16	4	11	4	—	—
22	28	6	16	4	11	4	—	—
23	28	6	16	4	11	4	—	—
24	28	6	17	4	13	4	1	0
25	28	6	17	4	13	4	1	0
26	28	6	17	3	13	4	1	0
27	28	6	17	3	13	4	1	0
28	28	6	17	3	14	4	0	0
29	28	6	20	3	14	4	0	0
30	30	5	18	3	14	4	0	0
元	30	5	17	3	14	4	0	0
2	30	5	18	3	14	4	0	0
3	30	5	17	3	14	4	0	0
4	30	5	19	3	30	4	0	0
5	30	5	30	3	30	4	0	0

20 税に関する広報活動の概要

(1) 「広報あきた」等マスメディアによるPR

広報あきた、新聞、テレビ、ラジオを活用

市民税の申告の手続、軽自動車税(種別割)の登録・減免、市税完納強調月間、税制改正等についてPR

(2) インターネットに市民税課ホームページを公開

(秋田市ホームページ) <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/zeikin/index.html>

(3) 税に関するパンフレットの作成および配布

対 象……一般市民

配布先……市の公共施設、一般市民等

(4) 税のイメージキャラクター「ゼイキッズ」の活用

封筒等への印刷、パンフレット類への掲載、着ぐるみを活用した市税のPR

(5) 各種税務機関作成ポスターの配布

配布先……市の公共施設等

(6) 「税務概要」の作成、配布および掲示

配布先……各図書館

掲 示……市民税課ホームページ

(7) 「固定資産概要調書」の作成および配布

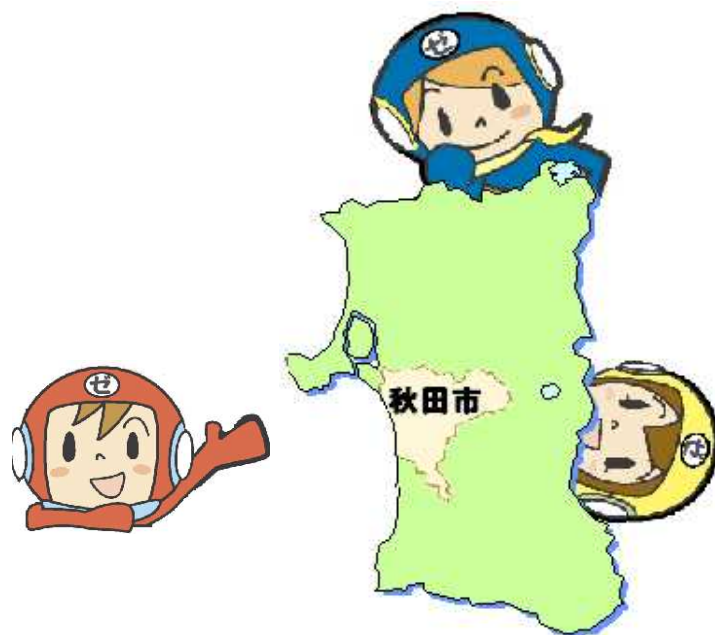
配布先……全国同規模都市等

(8) 納税標語の募集、選考および掲示(印刷物:ステッカー)

「広報あきた」により募集し、入賞作品を同紙掲載

入賞作品のステッカーを作成し、掲示する

掲示場所……市の公共施設、金融機関



令和5年度版

税務概要

(通巻58号)

編集・発行 秋田市企画財政部市民税課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

電話(018)888-5475